

令和6年第2回（6月）定例町議会

（第2日 6月5日）

## 令和6年第2回（6月）西伊豆町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年6月5日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 1号 令和5年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 3 議案第33号 財産の取得について

日程第 4 議案第34号 地域おこし協力隊の居住に係る損害賠償の額の決定について

日程第 5 議案第35号 西伊豆町財政調整基金条例等の一部を改正する条例案について

日程第 6 議案第36号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

日程第 7 議案第37号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 1番  | 松田貴宏君 | 2番 | 浅賀元希君 |
| 3番  | 仲田慶枝君 | 4番 | 堤豊君   |
| 6番  | 高橋敬治君 | 7番 | 山田厚司君 |
| 8番  | 西島繁樹君 | 9番 | 堤和夫君  |
| 10番 | 増山勇君  |    |       |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|           |          |               |          |
|-----------|----------|---------------|----------|
| 町長        | 星野 淨 晋 君 | 副町長           | 高木 光 一 君 |
| 教育長       | 鈴木 秀 輝 君 | 総務課長          | 村松 圭 吾 君 |
| まちづくり戦略課長 | 長島 司 君   | 産業振興課長        | 渡邊 貴 浩 君 |
| 窓口税務課長    | 高橋 昌 子 君 | 健康福祉課長        | 鈴木 一 博 君 |
| 建設課長      | 久保田 寿之 君 | 防災課長          | 真野 隆 弘 君 |
| 環境課長      | 土屋 智 英 君 | 会計課長          | 森 健 君    |
| 企業課長      | 居山 繫 君   | 教育委員会<br>教務局長 | 朝倉 通 彰 君 |

---

職務のため出席した者

議会事務局長 佐野 浩 正 書記 堤 浩 之

---

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（堤 豊君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

---

◇ 高橋敬治君

○議長（堤 豊君） 通告5番、高橋敬治君。

6番、高橋敬治君。

[6番 高橋敬治君登壇]

○6番（高橋敬治君） 改めまして、おはようございます。それでは議長のお許しを得ましたので、通告に沿って壇上で一般質問をしたいと思います。

私の今回の一般質問は大きく3点でございます。まず1番目、森林環境税についてでございます。森林保全を目的とする新税「森林環境税」の徴収が6月から始まり、一人年間千円が個人住民税に上乗せされます。税収は「森林環境譲与税」として都道府県や市区町村に全額配分され、間伐事業や林業の担い手確保などに充当されますが、既に別の財源を使って2019年度から配分されています。新税の対象者は住民税を納める約6千万人で、税収は年約

600 億円が見込まれており、市区町村へは私有の人工林面積、林業従事者数、人口の三つに応じて配分されます。当初は、総額のうち人工林面積 50%、就業者数 20%、人口 30%でしたが、今年度から人工林面積 55%、人口 25%に改められました。以上を踏まえて質問いたします。

(1) 過去の事業実績について。林野庁などの集計によれば、2019 から 22 年度（令和元年から令和 4 年度）に市区町村に配分された 1,280 億円のうち、39%の 494 億円が使われずに基金に積立てられているようです。西伊豆町の今までの税収と事業費、事業内容を伺います。その事業効果について伺います。

(2) 今後の取組について。2022 年度は 173 の市区町村においては、全額を基金に積立てて翌年度以降に繰越しているとのこと。今年度の事業予定、西伊豆町の今年度の事業予定と今後の譲与税の活用計画を伺います。

大きな 2 番目です。建物の耐浪性について。2011 年に発生した「東北地方太平洋沖地震」における甚大な津波被害や南海トラフ地震の発生による大津波が懸念されている影響で、津波浸水域における津波避難施設の重要性が認識されています。以上を踏まえて質問いたします。

(1) 耐浪性調査について。宇久須の「住民防災センター」及び「浜公民館」は、耐浪性診断を行った結果、耐浪性がないとのことから、それにかわる津波避難施設として下月原地区に津波避難タワーが建設され、さらに浜地区にもタワー建設が必要であると、一般質問で町長は答弁されています。耐浪性を調査した建物とその診断結果を伺います。

(2) 今後の対応について。耐浪性確保の方法と概算費用は検討されましたか。

大きな 3 番目です。教育環境について。西伊豆町は、他の市町に先駆けて様々な子育て・教育支援のための先進的な施策を行ってきたにもかかわらず、少子化の流れは一向にとどまるところを知らず、むしろ少子化に拍車がかかっていると言わざるを得ない状況下にあると思います。将来に向けての対応策として、町が提案した小中一貫校建設は白紙撤回を余儀なくされ、新校舎建設が前提で宇久須地区に統合された西伊豆中学校の今後については全く不透明であり、小学校も賀茂小学校と田子小学校が統合されたものの、当面は津波浸水区域内に残る仁科小学校との 2 校体制が継続される状況です。以上を踏まえて質問いたします。

(1) 認定こども園建設予定地について。昨年 1 月、小中一貫校並びに認定こども園の建設計画が白紙撤回され、町は町民からの意見をもらうためとして、まずは認定こども園の建設候補地についてワークショップを開催し、その結果をもって「文教施設等整備委員会」に

諮問し、答申に沿って今後進めていくと思われます。建設に向けてのスケジュールを伺います。

(2) 小中学校のワークショップについて。認定こども園の建設候補地に引き続き、小中学校についてのワークショップも始まりましたが、必ずしも順調に進められているとは言えない状況にあると聞いております。今後どのように進めていくのか伺います。

(3) 放課後児童クラブについて。今年度から田子小学校と賀茂小学校が統合され、新たな賀茂小学校がスタートしましたが、以前から賀茂小学校区での「放課後児童クラブ」の開設を一般質問などで要望してきました。支援員の確保などがネックとなり、残念ながら新たな開設には至っていないのが現状です。町のホームページの「子ども子育て会議」議事録によれば、仁科小学校で開設されている放課後児童クラブに賀茂小学校からの受入れ拡大について前向きに検討されているとのこと。進捗状況を伺います。

以上、壇上からの質問でございます。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の森林環境税についての(1)過去の事業実績についての西伊豆町の今までの税収と事業費、事業内容につきましては、当町の森林環境譲与税は、令和元年度から令和5年度までに総額5,535万6,000円の収入があり、それらを財源として、これまでに事業費2,299万円を支出し、差し引いた3,236万6,000円を森林整備基金へ積立てております。これまでの事業内容でございますが、令和4年度までは事前調査業務として森林所有者に対して、森林整備の意向確認調査を地区ごとに実施し、令和5年度は事前調査業務に加え、意向確認が済んでいる地区の森林整備事業を開始しております。事業効果につきましては、令和5年度に宇久須地区の森林整備を実施した際に、施業事業者からは県の補助事業で整備を実施するエリアが近接していたこともあり、針葉樹林・広葉樹林の一体的整備ができることで作業効率が高まるとの話を伺っております。また、施業箇所周辺の方々から普段から整備箇所周辺では、雨になると多くの泥水などが流出しており、防災的に不安だったが整備してもらえてありがたいというお話が出ていると伺っております。

次に(2)の今後の取組につきましては、令和6年度の事業予定としては、引き続き意向確認が済んでいないエリアの所有者に対する整備の意向確認調査と、意向確認が済んでいる仁科中地区の森林整備を実施する予定であります。今後につきましては、町内全地区の森林

所有者へ整備意向確認を引き続き実施するとともに、整備を町にお願いしたいという意向が確認できた箇所のうち、防災的視点での優先度が高く、また林業事業者にとっても効率よく広範囲を整備できるという点を加味しながら多くの森林整備を進め、自然災害の防止や水源涵養等、森林の公益的機能の向上を図っていきます。

次に大きな2点目の建物の耐浪性についての(1)耐浪性調査についてでございますが、こちらにつきましては回答の前に、下月原地区の津波避難タワーにつきましては、耐浪性に関係なく宇久須地区の「津波避難施設空白区域」を解消するために建設したものでございます。耐浪性の調査ですが、現在までに宇久須浜コミュニティ防災センター、大浜コミュニティ防災センター、役場本庁舎、中央公民館、住民防災センターの5施設を調査しております。診断結果では、宇久須浜コミュニティ防災センター、役場本庁舎、住民防災センターの3施設について耐浪性がないとの結果でございました。

次に(2)の今後の対応についてでございますが、令和2年度に耐浪調査を実施した業者との意見交換により概略での回収方法や概算費用につきましては、おおむねタワーが3億2,000万弱、センターの改修が2億8,000万弱でございますが、補助などを入れますと町の持ち出しとして予想される額はタワーが約2,000万、センターが約8,400万となるだろうと思っております。

次に大きな3点目の教育環境についての(1)認定こども園の建設予定地でございますが、答申を頂いた場所での建設に向け進めていきますが、現在その答申に対してのパブリックコメントを受け付けており、その作業後に予算をとということで、今後、臨時会にて関連予算を上程していくこととなります。明確なスケジュールはまだ決まっておりませんが、少しでも早く整備ができるよう取り組んでおります。

次に(2)の小中学校のワークショップについてでございますが、こちらにつきましては5月11日に第4回目のワークショップを行いました。まず、松崎町教育委員会との協議におきまして、松崎町は現状として西伊豆町と一緒に進めていくとは考えていない状況であるということを報告させていただいたところでございます。その後、第3回目の小学校の数・場所は今のままでいいのかというテーマを引き継いだ中で、今後の児童推移における令和13年度には賀茂小学校で福祉学級が二つになる予測のため、小学校一つに統合すべきか現状のままでもいいのかについて意見交換をしていただいております。今後は、小学校を統合するかしないかについてワークショップの中で意見として合意形成しその後、統合方法について意見交換をしていきたいと考えております。

(3)の放課後児童クラブにつきましては、進捗状況の質問がありましたが、現在36人の登録があり賀茂小学校からは7人の登録がございます。4月は保護者様と相談の上、保護者送迎で実施していましたが、5月7日から平日のみスクールバスでの送りを開始しており、実績としては2名の児童の利用がある状況でございます。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長(堤 豊君) 高橋敬治君。

○6番(高橋敬治君) それでは、順次再質問させていただきたいと思います。まず、「森林環境税」について。過去の実績と今後の取組について答弁ありましたけれども、令和5年度まで、それにさらに今年度の予算ですね、現状予算出てますんでこれを加味するとですね、計画あるいは意向調査、これで大体27%ぐらい、2,000万ちょっとですね。それから民有林の整備、先ほど大久須地区の整備、これは「森の力」と一体でやった。それから後で聞きますけれども、仁科中地区を今回予定していると、800何十万でしたかね。そうしますとトータルで1,591万ということで21.4%。残りのですね、トータル、令和元年から令和6年の予算まで含めると、7,425万6,000円の歳入に対しまして、基金に3,800,100、3,819万5,000円。つまり51.5%基金に入ると、こういう予定になってるわけですね。全国平均でいきますと、冒頭に述べたように約4割が基金に行ってる。つまり6割は何らかの形で使われている。西伊豆町のその使う比率が低い、若干10ポイントぐらい低いんですよ。これについては、どういう、今後の意向ですね。このために貯めておくんだという考え方もあると思うんですけども、その辺、全国平均よりも低いということについてはどういうふうに考えてますか。

○議長(堤 豊君) 産業振興課長。

○産業振興課長(渡邊貴浩君) はい。これまでは、直接的なその施業というのがなされていなかったということで、昨年度からスタートしました。調査につきましては、始めてから5年となりますのでこの調査のほうはまだ引き続き、範囲がございますので継続しながら、そして施業のほうは昨年スタートしたということで、徐々にこれらの使用の割合というのが今後増えていくだろうというふうに予測しております。

○議長(堤 豊君) 高橋敬治君。

○6番(高橋敬治君) 西伊豆町のホームページをめくりますとね、毎年の森林環境譲与税に関する令和元年度の例えば、決算状況っていうのが載ってます。これは毎年度載ってます。令和4年度まで載ってます。この中で税導入の効果というところがありましてね。調査をすることによって、意向調査により、森林の整備及び管理に向けた森林環境状況の把握ができ

たというふうを書いてあるわけです。書いてありますけど、これ具体的に言うとどうということですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 前任者ということでちょっと回答させていただきます。意向調査結果を森林環境譲与税の事業ではなく、森の力整備事業等に活用できるということですね。ある程度固まった一段の施業地を抽出するに当たって、そのデータを活用させていただいております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私はもう少し具体的なデータを聞きたかったんですけども、例えば私、令和3年の12月定例会でこれ調査の目的、調査した結果が出たらどうするんだってという質問してます。これに対しましてはですね、南伊豆地域森林資源活用推進協議会、これあの伊豆森林組合を中心にして林業業者プラス市町村がバックアップしてるのかな、これでありましてけどもこれで公開する。そして地域の2事業者にも公開してるってということですけども、具体的に何を公開してるんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 施業に意欲のある事業、林業経営体に対しては、図面に意向調査の結果を反映した色分けをしてある、林班ごとですね、図面があります。そちらの情報を開示して施業できるということが、エリアの範囲があればですね、それらについて、森林所有者の意向確認等を共同して行っていくというような、作業を行っておるところでございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 具体的に、1番その森林整備に力を入れてる、町として力を入れてるのは宇久須地区、これが最重要って書いてあるわけですね。ここについてはもう既に3年ほど前に終わってるわけですよ。そして今言ったような業者にデータを提供・公開して、そしてその成果ってのは上がってるんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） そのデータを活用して、まず森林環境譲与税の話で言いますと基本的には、プロポーザルで施業者を決定しなさいって今、制度上そういうふうになってますよね。なので町のほうで候補地を防災等でですね、必要なところを抽出をして、そちらのところを、森林施業者の方にプロポーザルではかって、入札みたいな形で発注するというの

が本来の姿です。しかしながら、宇久須地区は宇久須に事業所を置いている林業経営体が、かなりの広範囲で森林計画を立てておりますので、そういうエリアについてはですね、地元の林業経営体と情報交換を行いながら施業地を決定するというような形で活用をさせていただいております。なおですね、森林のその所有者に対して、アンケート調査を令和2年・3年に宇久須地区は行っているんですけども、初期に行った調査っていうのは、林業経営体に個人情報を提供していかってというそういう設問・項目がなくてですね、なので、一応ここを施業しようかっていうのはエリアを絞った後に再度その施業をしていいよってお答えした方に、林業経営体に情報提供していかってというような説をとって、その了解得た方に林業経営体のほうに情報提供しているというような状況でございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そもそもね、町が施業できるわけじゃない。町が計画をして、そして最終的には事業者任すわけじゃないですか。それならば、やはりそういうことっていうのはもう、アンケートの段階でやっぱり承知さしてもらおうというのが常識ですよ。それでね、令和3年3月の定例会のときにですね、重要インフラの施設、これの災害防止を提言しました。そしてその結果だと思えますけども、宇久須のヒューマンヴィラへ行くところの高支障木これの、これは東電との関連もあり、それから町の環境譲与税そのもの以外の部分も含めてですね、大変こう整備をされてもう施設の方々ってのは大変喜んでます。野畑地区も、同様な格好でしょうけどやっています。どんどんやっぱりこういう使える税を使ってですね、やっぱりそういう施業進んでいきたいと。もう一つ、令和3年3月にはですね、私は林業っていうのはですね、非常に災害が多いんですよ。ですから、労災の保険率ってのは非常に高いんですよ。大体、鉱山。私が勤めていた鉱山なんか1番高いんですけども、それに次ぐぐらい林業というのは労災の保険率が高い。もう大体一般の建設業に比べれば4倍ぐらいの料率なんですよ。ですから、こういうものを使って、そういう保護具だとかこういうものの支援っていうのを提案したんですけども、その検討というのはされていただきましたか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 保険に対する補助というご質問でよろしかったでしょうか。ごめんなさい。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 保険料率が高いということは、事故が多いということですよ。事故を防ぐために森林事業者っていうのはかなりの保護具を使うんですよ。その保護具ってのは

すごく高価なんです。ですから、そういうのの支援というのを提案したはずなんです。それについて検討されましたかって言ってるんです。そういう支援制度なり何なりを検討していただきましたかっていう質問ですよ。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 装具ということですよ。身に着ける装具について補助するかどうかというところについてはごめんなさい、検討しておりませんでした。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 提案しても検討しないということは非常に残念なことですけども、これを機会に、もしその気があれば検討してみてください。今日の静岡新聞ですね、これに2023年度版の林業白書、これが閣議決定されたという記事が静岡新聞載ってましたね。この中で「環境譲与税」これの使途についていろいろ載ってました。花粉症対策として、スギの植え替えなどの森林整備を今後10年進めていって、次の人工林を約2割削減するんだとかですね、あるいは林業体験、あるいは担い手育成の研修などを行うというふうな使い方をしていきたいという、白書の中にそうあるわけですけども、今回、私が提案したいのはですね、これ既に教育委員会にも提言してますけども、人材育成・確保のための活用として森林環境譲与税を使うという使い方があるわけですよ。これ静岡県なんかのですね、これ森林環境譲与税を活用した取組事例集、これあの星野町長、副会長ですけども山林協会を通じてこれ出てるわけです。この中にね例えば、静岡あるいは森町・三島市・御殿場市・浜松市、これ令和4年度に小中学生を対象にした森林関係教育、これやってます。それから令和5年度、これ伊豆市がですね、市内のこども園7園、小中学校10校費用671万5,000円かけて、こういう人材育成・確保のための教育をやってるわけですよ。そして、私のところに実は松崎の業者から提案がありまして、松崎町ではですね令和5年度に、松崎小学校の5年生34名を対象に林業体験を実施しましたと。それから、同じく令和5年度に松崎高校1年生63名を対象に実施しました。今年度は、来年の1月か2月、3月って言ってましたかね、松崎中学校の3年生を対象に実施する予定であるという情報が入りました。そして、たしか松崎小学校だったかな。これのスケジュールとかどんなことをやるんだというのは、教育委員会にもう発信してます。これ検討してみてくださいというふうにお問い合わせいたしましたが、その結果、教育委員会では検討されていただきましたでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。今、高橋委員おっしゃった業者さんが、4月に

営業というか紹介に来られたところですね。お話を伺った中でですね、プログラムの中身とか松崎町さんの児童の満足度の高さとかですね、そういったものを確認させていただきましたので、先月ですね、町の校長会におきまして、各校長に紹介をさせていただいております。学校にはですね、年間計画というものがございますので、今年度の実施というのはなかなか難しいいだろうというふうに思いますが、来年度以降ですね向けてですね、どんな形で実施が可能なのか、できないのかとかそういった検討をしていただけるようお願いをしたところでございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この企画の目的はですね、私が言うまでもなく次世代の林業担い手人材を育成すると。彼は松崎町ですから、将来、松崎町で林業従事者として働く選択肢を紹介するんだと。そのために園児から高校生までいろんな体験をします。例えば、時間があまりないんで簡便に紹介しますけども、園児に対してはですね、やっぱり木を好きになるという、そういう「好き」ということを育むと。木にさわって五感を養う、木っていいなという気持ちを芽生えさせるというのはこれ園児。それから小学生に対しては、間伐体験をしていただく。林業という格好いい職業の存在を知ってもらう。それから森林を整備することで、山が明るくなることに気づいてもらう。それから林業と暮らしの結びつきについて知ってもらうと。それから中学生についてはですね、これ植栽体験をしてもらう。意識の芽生えを期待しているわけです。これ林業の重要性を理解する、それから森林の機能について体験をもとに知ってもらう。それから、木や森に愛着が生まれ自然を大切にするという気持ちが芽生える。それから高校生にはですね、もうこれが究極でしょうけども、重機の体験、木工体験してもらって、要は、職業選択肢として林業を認知してもらうということなんですよ。将来の就職候補として林業という選択肢を持つ、林業のやりがい・重要性を理解するということを知ってもらうということなんです。非常にいい試み、もう既に実績もあり、大変、今局長からもありましたように好評なんです。ぜひ、学校ですから年間スケジュール、当然あると思いますけども、次年度あるいは場合によってはですね、林業事業者から直接学校に出向いてですね、先生方なりにこういう機会をつくってほしいと訴えかけをお願いできればなどというふうに思います。ぜひ、これは「森林環境譲与税」を使って松崎やってますけども、西伊豆町の場合にはそれだけでなくでですね、教育委員会のいろんな学校の裁量でやれる行事ってのはあると思いますんで、その中に組入れてもらうなりして、やっぱり町長も相当力を入れて、林業・森林整備ということをやってますんでね、それを全町挙げてやるための一つ

の礎にしてもらいたいというふうに思います。1 番の質問を終わります。続きまして、建物の耐浪性についての質問をしたいとします。まず、冒頭聞きたいのはですね、耐浪性を調査するきっかけっていうんですかね、何のために耐浪性を調査することになったんでしょうか。まずそこからお願いします。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちらにつきましては、平成 30 年頃に町民防災会議等を行って、いろいろと津波の関係の見直しをしてきた中で、耐浪性といういろいろ考え方が出てきました。その中で、関係する施設について耐浪性を調査していこうということで、今回、この 5 施設について耐浪性調査を実施してきたという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） なぜこの施設を選んだかっていうところがちょっと明白ではないんですけれども、現在ですね、この耐浪性診断の手法、これは確立されているんでしょうか。ほかの市町どこをめくってもですね、耐浪性を調査して、この結果がどうでしたかっていう記事ってというのはほとんど見当たらないんですよ。耐震診断についてはね、これはしっかりと今確立されてますよね。58 年の建築基準法の改正、これにのっって耐震診断をやるということで、西伊豆町も全ての公共施設、壊す予定のものは別にしてこれやって確認をしてますよね。耐浪性については、どういう、現在まずそういう診断の仕様が確立されているかというところをお伺いします。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 耐浪性の調査につきましてはですね、うちのほうでは、一般社団法人の静岡県建築事務所協会さんのほうに、今回委託したわけです。その中でこの調査というところはですね、いろいろと協会さんでもいろいろと意見があるということで、実際に協会内でも耐津波性評定委員会という組織を設けながらですね、この耐浪性というところの結果を判断しているという状況でございます。耐浪性評価委員会と協会さんの中でも、それぞれの大学の教授とか、いろんな方が入られてやっているということで、なかなかこの耐浪性という考え方、今もなかなか難しい、いろいろ意見が出ているという状況でございます。ということを協会さんから意見を頂いたところでございます。なので、実際にこの耐浪性調査してですね、その結果、また回収した結果もですね、どの程度この耐浪性が確保できたかっていうところでは、いろいろ今の段階でも議論が分かれているというところっていう情報を聞いております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いろんな診断をするにはね、いろんな例えば、政府が出すいろんなガイドラインだとか、あるいはそういう種、マニュアルですね、あるいは例えば、こういうことであれば建築学会への指針、こういうものをもとにやるんですけども、今の説明ですとそれのどこにどういうふうに入ってるかもわかんないし、未だ確立されてないんでなかなか信憑性についてもですね、耐浪性がないというふうに出ても本当なのっていう、ちょっとこう疑心暗鬼的なところは感じますよね。例えば、これ東北大学の研究なんですけどもね。入手情報量の増加に伴う診断法の高度化が及ぼす判定結果への影響についての研究なんて非常に難しいこと書いてあるんですけど、今までの診断法にこういうものを加えたらこういうふうに変りますよっていう、簡単に言えばね、ものなんです。令和2年から3年ですか。これにやったものを金科玉条にしてね、ここはもう耐浪性がないっていうことを町はうたってますよね。うたってるっていうか、これ表に出てきてないと思うんです。僕を含めて、今まで耐浪性がどうだったからどうだということあまりないんですよ。現に例えば、耐浪性がないと言われているこの本庁舎、それから宇久須の住民防災センター、それから浜の公民館、これ耐浪性がないって出てるじゃないですか。にもかかわらずね、宇久須の住民防災センターは津波避難ビルですよ、ここも津波避難ビルですよ。そして本庁舎は、有事・災害のときの防災拠点ですよ。ここに拠点が置かれるんですよ。南海トラフ巨大地震が来て、ここが耐浪性がなくて、この建物は無いのにどこに拠点を置くんですか。ということはですね、これは例えば、先ほどちょっと町長の答弁で分かりにくかったんですけども、ここに耐浪性を持たせるという検討したのはされたのか、されたとすればどういう方法でされたのか、費用は概算幾らぐらいかかるのか、それちょっとお願いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そもそもですね、本庁舎に仮に耐浪性がなくて改修ということは考えておりません。というのは、もう建築してから40年以上がたっておりますので当然、構造物の耐用年数上ですね、仮に改修したとしてもそんなに延命はできないだろうというふうに考えております。ですので今、旧消防署の跡地にしっかりと人を守る津波避難タワー兼風水害のときに避難場として使えるものを今建てているというのが状況でございます。確かに、議員おっしゃるように、耐浪性のない建物に防災拠点があるだろうというご指摘はそのとおりでございますが、これは学校建設のときにも議員の皆様にもお知らせしましたけれども、当然、耐浪性がありません。放送設備もこの中にあります。使えない可能性がありますので、

学校建設に合わせて防災機能は、当時は6階だったというふうに記憶をしておりますが、そこに周知をさせていただいても何かあったときにも対応ができる代替施設の建設も含めてですね、させていただきたいという願いをしたというふうに思います。それ自体が駄目になってますので、ほかの施設は町としては考えなければいけませんけども、今その代替施設になるような建物を建てる場所であるとかということについては、先の議論が進んでおらないために、ないというのが現状でございますが、議員がおっしゃるように、ここにそういったものがあるということはまずいという認識はしておりますけれども、何ともしがたい状況になっているということでございます。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時16分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて、再開します。

一般質問を続けます。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 肝心なところでちょっと中断されましたんであれですけども、仁科小学校これは今津波浸水深ですかね、これが先ほどちょっと聞きましたら4.7メートルぐらい、つまり校舎の3階まで行かなければという状況、これを考えると恐らく耐浪性はないんじゃないかなというふうに懸念するわけですけども、多分これは令和6年度に新しい校舎ができるということで、解体予定の校舎の耐浪性までは調べなかったということだとは思いますが、その辺の見解をお願いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 調べていない理由としては、議員のおっしゃるとおりでございます。

あとはですね、住民防災センターが耐浪性がないというふうに言われた主な要因は、以前にも回答してるかと思えますけども、北側にコンクリート壁というかですね、その壁がありまして、そこがとても影響を受けるので全体に影響を及ぼすという診断が出ております。学校施設というのは、かなり窓が多いということなので、もしかすると診断をしたとしてもですね、波が突き抜けて窓を割って通るんで、そういう影響はないというようなこともあるのかもしませんが、いずれにしても最終的にはそういった構想がございましたので、耐浪性の

調査についてはしておりません。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 触れるつもりはなかったんですけども、今町長が住民防災センターの件に触れましたんでね、私ちょっと質問したいんですけども、住民防災センターを逆に耐浪性を持たせる検討するのは、先ほどちょっと答弁がわかんなかったんですけども、検討したんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一応ですね、それをもしやった場合はどの程度費用がかかるかということは調査された会社さんにお尋ねをさせていただきました。仮に、安価で済むのであればですね、それをやったほうが私たちも有益だというふうに思ったんですが、かなりの金額がかかるということを言われまして、それが先ほど壇上で述べさせていただいたような形になります。金額的には今、価格の高騰やいろんなものが高騰しておりますけれども、タワーのほうが額的には高くなりました。ただ、補助金ですね、改修と新設とでは制度が違っていて、タワーを建てたほうが町の持ち出しは少ないというような結果でございますので、仮に耐浪性の改修をしてもですね、費用的には大分かかるのかなという印象と、もう一つが先ほど高橋議員も質問の中で述べておられましたけども、耐浪性の調査というのが確立をしていない状況でございまして、私たちが依頼をした会社さんいわく、私たちの調査でこういう改修を最終的にしたとしても、今後それではもたないという結論が出ないとも限らないということも併せて言われましたので、やっても耐浪性がないっていうような工事はとてもじゃないけども危なくて私たちはできないので、そこに踏み込むよりはタワーを建てる方向で検討したほうが有益だろうというふうに判断をしております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） やった業者の中のフローチャートを見ますとね、一つだけちょっと疑問、疑問というか分からないところがありまして、この遮蔽物って何ですか。つまり耐浪性をやる時にこの中で遮蔽物の確認というのは重大なファクターなんですよね。これでいろんな判定のための数値を決めてるわけですけども、遮蔽物ってのは具体的に言えばどういうことですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません、そちらの点につきましては詳細がちょっと今分かりませんので、後ほど業者に確認してお答えしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いいです。担当者も変わってますしね、なかなか難しい検査っていうか調査だもんで、十分理解されてないっていうのも分からんわけじゃないんで、この件についてはまた機会があったら教えてください。あともう少し戻りますけども、先ほど言ったように仁科小学校そのものは耐浪性を調査してない。それから本庁舎に耐浪性がない。そしてこれはある意味では由々しき状況、困った状況ということですね。これは、この次の3番の学校建設のところでもう少し深掘りしたいと思います。耐浪性についてはもう一つ、先ほど1番最後の質問にしましたけども、宇久須の浜区の津波避難タワーの建設についての進捗状況はどうなってるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、用地についてはいろいろ探している状況ではございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように耐浪性の調査はそもそも必要なかということ、必要ないということになりますと当然、住民防災センターも浜のコミュニティー防災センターも使えるってということになりますんで、そうするとそもそも津波避難タワー必要なくなるのかなというふうにも考えられます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうするとね、いつの時点でどうなるかっていうのはちょっと分かりませんが、要はそういう環境に住民が置かれてる、そして先ほどの津波避難ビルに戻ればですね、これ令和3年に防災ハザードマップっていうのが出てますよね。これの津波のところを見れば、未だ例えば、ここ耐浪性がないにもかかわらず津波避難ビルである、あるいは宇久須の住民防災センターも同様になってるんです。これ町民に説明する必要あるんじゃないですか。耐浪性がありませんよと。ですから、いざというときにはこの建物なくなる可能性ありますよと、流される可能性ありますよと、こういう説明なしにいまだに津波避難ビルの指定がある。まして、宇久須の住民防災センター、国道側に看板があるんですよ。そしてたらあの辺の旅行者なり何なりあそこへ逃げるじゃないですか。違いますか。その辺について

どう思っています。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員がおっしゃるように、100%津波から守られるかということになると、耐浪性の調査結果上は駄目だろうというふうに思います。ただ、あくまでも想定はL2で計算をしていただいておりますので、L1とか小規模なものであれば当然、大丈夫なわけだろうというふうには思いますので、今建っていないところであえてこの本庁舎、住民防災センターを津波ビルまたは逃げる場所の指定から外してしまうということになりますと、なかなかそれも難しいんだらうなということもまた考えられますので、今現時点ではさほど大きくないものであれば上に逃げていただいたほうが、巻き込まれる危険性はないんだらうというふうに感じておりますので載せてありますけれども、不適だということになりますと、以前から土砂災害警戒区域を避難場として指定するのはいかがかというようなご質問を頂いておりますので、全ての場所をですね、一度なくさなければいけないんだらうということにもつながっていく可能性があるのかなというふうにも思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 町長そうおっしゃいますけど、これ有事のときに例えば、L2が来たときに津波避難ビルへ逃げました、罹災しましたということになると、これ責任問題ですよ。だから政府のこのガイドラインにも書いてありますよ。やむを得ず津波避難ビルに指定する場合には、十分にその経過を町民住民に示して、なぜ津波避難ビルとして指定されてるか、今町長が言ったとおりだと思うんですよ。これをやっぱり広報すべきですよ。違いますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そのマップを開いてから各地区において説明に伺ったということはありませんので、今年度施政方針でも述べさせていただきましたけれども、防災課が各地を回ってそのマップの説明であるとか、そういったものの説明には回らせていただきたいということをお述べさせていただいたかというふうに思いますので、改めて、ここは指定されておりますけれども、耐浪性がないであるとか危険な場所ということをですね、よくご理解の上、活用頂きたいということについては説明をさせていただければというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の件についてはですね、これ確か平成何年でしたかね。平成17年ですか、内閣府が津波避難ビル等に係るガイドラインにより津波避難ビル等の指定や整備が進んできた、その中で東日本大震災、これを受けて、平成29年既に指定された津波避難ビル

等の取扱い要件に合致しない分については、やむを得ず継続する場合は、地域住民等に対し同施設の抱える課題について正しく周知するというふうになってます。ガイドラインもう一遍読んでですね、きちっと近隣住民に説明してあげてください。よろしくお願いします。次、行きます。教育環境についてでございます。今認定こども園建設予定地についてに入りますけども、現在候補地として、安良里中田避難地周辺ですね、これが第1候補として挙がってるわけですけども、議会のほうからさらにワークショップ並びに文教施設等整備委員会等出てきてない、あまり出てこずに隠れている問題について幾つか再質問をしています。その中で今日聞きたいのはですね、あそこ安良里中田避難地の北東って言うんですかね。ここに採石場があります。この採石場のリスクについて、ワークショップだとか文教施設等整備委員会においてはですね、かなり離れていると、数百メートル離れてる、だから影響は少ない、こういう中で進められてるわけですよ。確かに、例えば採石の場合に恐らく起砕の場合にはダイナマイトを使って、アンホを使って発破をかけるとか重機で起砕するとかそれによる飛石、飛び石ですね、それとか重機の振動だとか騒音だとか粉じん、これは数百メートル離れてるんで私もほぼほぼ問題ないというふうに思います。ただ、ここが問題なのは今、浜川の左岸側ですね、これの開発を行ってます。そして半年ぐらい前ですか。浜川の右岸側を面積拡大して林地開発許可の申請をしたいと、その中に町有地が入ってるんで町も了解してくださいというのが我々に提案ありましたよね。つまりあの業者は浜川の右岸側もこれから開発したいんだと、こういう意欲を持ってるわけです。それはきちっと開発してくれることによって安良里の下流の住民の方々、非常に安心感が出てくると思うんですね。今はもう十数年前から放置されたままなんです。それが今、賀茂農林事務所によれば、あそこに幾つかの指導を出していると、それが何も解消されないまま現時点に至ってる。新たな業者が始めるに当たってはそういうものを全部クリアして、そうすれば多分認可が出るでしょう。けれども、今そういう段階なんですよね。そうすると早ければ1年なり、遅くとも何年か後には右岸側の開発に入る。なぜあそこの業者が右岸側まで開発に入るかって言いますとね、これ私、聞きとり行ってこいって話をしたと思うんですけど、私は既に聞き取りしてます。これあの中部国際空港あるいは羽田、今年の1月1日事故ありました。こういうことからまして羽田の5本目のライン、こういうものの検討も水面下で行われています。そういうときに、やっぱり伊豆の例えば、宇久須の業者、あるいは安良里のそういうところの意思ってのは非常に大きな建設材料なんですよね。そうなりますと、例えばこの辺に来る船ってのは499といいましてね、1,600トン積みの船なんですよ。そうすると1,600トンってことは10

トン積みofダンプで160台分ですよ。これを5時間、6時間で業者は積むんです。そうしますとね、荷を積んでる積んでないに関わらず、1分とか1分半に1台ダンプが通るんですよ。これをこういう、これを本当にこれリスクでないのかデメリットでないのかって検討何もされてないんですよ。だから私聞き取りに行っていってこいと言ったんですけども、聞き取りしてもらいましたか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。この件につきましてはですね、5月の15日に業者さんのほうに聞き取りに行っております。そうしたところですが現在は、対岸での開発許可申請書類の作成中ということでございました。申請については、9月頃を予定しているということでございまして、許可については年末から年明けということを目指しているようなことをおっしゃってございました。許可後の搬出についてはですね、週に2回程度、1日当たり200台を見込んでいくというふうに行っております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この業者曰く、私も実は聞き取り行ってます。当然、町に行っていってことは私も事前調査してます。登園だとか降園ですね、これの時間を避ければいい、あるいはダンプは時速10キロで走るから影響ないよとこういう言い方をしてるわけです。けどもね、本当にこういう先ほど言ったような事業が始まればそれで済むかどうかというところもあるんですよ。ただ、そういうリスクを皆さんが知らないまま、ここを選んでも可能性があるとするれば、やはりこれは皆さんに周知しなければいけない、僕はリスクじゃないかなというふうに思うんでそういう話をしました。次にですね、東京電力の施設があります。ここ6万6,000ボルトの変電施設ですね。これの電磁波の影響調査、これについてはされましたか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。こちらにつきましてはですね、5月の14日に調査をしていただいております。結果的にはですね、国際的なガイドライン値というのがございますが、そこにつきましては磁界の大きさっていうのを200マイクロテスラ以下にすることとされているということでございます。今回、変電所の周りから候補地の中、全部で12地点で計測をしていただいております。最も高い地点が一つありまして、ここでも0.04マイクロテスラということでした。ここにつきましては上空に変電、送電線が通っている下ということなんです。ほかの地点につきましては、ほとんどが0.01マイクロテスラという結果でござ

いました。ちなみにヘア 드라이ヤーですね、ドライヤーを使用したときの数値っていうのが 2.9 マイクロテスラと言われているようでございますので、そういった数値からしますと特段、電磁波による影響というのはないのかなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の規格ね、200 テスラ。これでいけばそうなんですけども、大体普通の東電の施設の周辺、1 番近隣でいくと大体 10 テスラぐらいあるんですよ。ただ、200 に対して 10 ですから。東電は、これはもう絶対それ以上超すことはないと思ってこれ無償で調査をするわけですよ。自分らの施設をつくるときに、電磁波の影響ありませんよと。無料で電磁波測りますよ。そうすると、今言ったように 0.04 だとか 0.1 だとかこういう数字。そして比較に出すのは電子レンジだということですよ、今言ったようにドライヤーだということです。短時間しか使わないものを引き合いに出して、24 時間 365 日、変電所っていうのは稼働してます。これとの比較をしてるわけですよ。欧米はもっともってこれ単位が 1 桁 2 桁違うほど厳しいですよ。これは私もそういう意味でのエビデンスはありませんから、調査をしていただいて、特に現時点での企画に対しては問題ないということで、これは承知しておきます。それから、田子小学校の擁壁。これについては昨日、松田議員が質問していただきましてね、昭和 60 年度に県が地震対策としてグラウンドアンカーが入ってるんで、言い方としていいのかなと思いますけど、半永久的な状況っていう回答しましたよね、たしか。いいです、ということはですね、あそこは非常に有望な用地、あそこのグラウンドですね。旧田子小学校のグラウンドっていうのは、地盤、埋め土も 1 番前で 5 メートルぐらいじゃなかったですかね、埋め土の厚みもそんなにない。そして、前の壁の強度これも半永久的に大丈夫だということになれば、いわゆる交通のリスクというのは安良里に比べればかなり高いんですけども、用地としては、今までよりその壁の部分を懸念した人、裏山ももちろんですけども、壁を懸念していた人、僕もその 1 人なんですけどもそれが解消されるってことは相当ランクアップをしたんじゃないかなというふうに個人的には思ってます。そしてもう一つ、ここが 1 番私の言いたいところなんですけども、先川地区これについて、当初は先川で 5,000 平米でこども園は小中一貫校等を離れてやると。これに対しては何回か全協等で、あるいは実際の予算のときにやりました。当時の反対理由の多くはですね、やっぱり西伊豆の子供は同じ敷地の中で育てるんだとそういう風潮といいますかね、そういう考え方がやはり主流で、それはそれで非常にそうなれば 1 番いいことなんでしょうけども、そういう理由で反対されてきたと。ただ、今回の白紙に戻した 2 万 2,000 平米、強大な広大な土地ですよ。確かにこれを青地

転換招致にするということは、農業者にとって非常にやっぱりこれは抵抗あるのは当たり前のことだと思うんですよ。ただ、3,000 平米なり 5,000 平米、これをですね青地転換することについて、それ以降ですねそういう反対された農業者等にいろんな交渉をされてきたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 直接、農業者への交渉は白紙撤回後はなくなりましたというお話には伺いましたけれども、今後何か使う予定があるというようなことは申し上げておりません。ただ、一部の方からは、今回の安良里の候補地が出てくる案の中に、既に先川地区が入っているということで憤慨して抗議にこられた方というのはいらっしゃいます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この青地除外、自治体が行う青地除外ですね、これはもう平成 21 年、これ農地法が改正されました。このときに学校だとか病院ですね、この自治体やる学校・病院などの公共施設、これもその当時は認可制だったんですけど、今もう協議制になったんですよね。ですから非常にハードルを高くなった。その一つの原因は、やっぱり自治体が好き勝手に青地をいろんな、ここにするんだ、何にするんだで使ってきた、虫食い状態もつくってきた。そののなんていうんですかね、結果だと思うんです。ただ、こういう用地交渉を思い出すのはですね、私の学生時代、成田闘争ってのがありました。三陸塚闘争ですか、成田国際空港をつくるに当たって最後の最後まで猛烈な反対運動があった、それから静岡が富士山静岡空港ですか、これも当時の石川県知事がですね、国宝でいう邪魔になる木を伐採する、これを自分の政治生命をかけて自分が退任するから切らせてくれということで、3 か月しか送れなかったんですけども、開港に結びつけていると。そういうことからすれば、そのいわゆる何ていうんですかね。農地を使ってやる公共事業の在り方っていうのは、ずっとこう見直されてきて、平成 21 年の改正のように結びついていったんだと思うんですけども、私も農地を守るっていう重要性には一定の理解をしているつもりです。然は然りなりど、やっぱり然は然り乍ら、1 番の災害弱者、幼児ですね。これを面倒見るときにですね、1 番安全なところで面倒見てあげたいという、現場のね保育士さん、園長初め保育士さんのね、声はやっぱり非常に響くわけですよ。何とか 3,000 平米 5,000 平米ならないものかと言うてもらえないものか。これずっと思ってるんです。そういうことを考えればですね、これあの、もう交渉の余地はないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先日、お越しになられた方のご意見を伺う限りですと、基本的に場所を変えたとしても、もう先川だということで13条のなにはに関しては当然、先ほど議員もおっしゃったように協議をして物事が進めばいいんですけれども、その都度いろいろと質問状あるとかというものを出す機会というのは、当然、農業者に与えられておりますので、多分それが出続けて、このことは先に進まないだろうというふうに思います。ですから、私たちが先川を諦めて白紙に撤回した理由としてもですね、やはり物事が進まずに学校の統合、園の建設が先に進まないと最終的には子供たちに迷惑がかかるので、ここは旗を降ろしたほうが賢明だろうということで旗を降ろした経緯がございますので、幾ら2万2,000平米が5,000や3,000に減ったとしても、多分その方については同じ行動をおとりなされるんではなかろうかというふうに想像しております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いろんな今、子育てしている世代との話合いの場も持ちました。この答申が出てからですね。やっぱりこの若手の世代もう根強く仁科地区への建設要望、これを持ってのわけですよ。表面的にはもう仕方がないっていう諦めな気分と、でもできるならばとにかく仁科地区へと、もうその気持ちってのは痛いほど分かるんですよ。そして今、答申で言えば、中田避難地の検討を進めるということなんですけども、これ現状でねここ1か月、2か月で恐らく中田避難地での議会承認ってのは難しいと思いますよ。それぐらい今、いろんなワークショップ、あるいは文教施設等整備委員会で語られなかった部分について、やっぱり納得ができない限り皆さんが賛同してくれないというふうに私は思ってます。それだけ発言して認定こども園については終わります。次に、小・中学校のワークショップについてですけども、ワークショップ、今この行政報告によれば、5月11日に第4回が開催されたところ、ところがこども園のときと違って町のホームページに一切記載がないんですよ。これってどういう類ですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 大変申し訳ございません。私も昨日ホームページを確認させていただきましたけども、アップされてないという状況でしたので、担当のほうにはすぐにアップするよという指示をさせていただいたところでございます。それから、すみません。先ほどの田子小学校の件ですけども、半永久的と昨日申し上げたのはですね、近年のグランドアンカーであれば半永久的にもつと、ただし、今施工されてるのは昭和60年です。その耐用年数というのは分からないということでございますので、そこだけご理

解頂きたいと思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の答弁、了解しました。だから一切わかんないけど漏れ伝わってくるところによれば、いわゆるワークショップファシリテーターの島田准教授が辞任されたということを聞くんですね。恐らく辞任された理由、これ想像にかたくないと思うんですよ。皆さんワークショップを見ればというふうに私は思ってます。ワークショップで町の方針あるいは方向性、これを示さなければですね、あのワークショップってのはどうやってこれから進めるんですか。町の方針だとか方向性がなくて。みんな言ってることってのはもう、言葉悪くなるから言いませんけども、皆さんみんな違う方向を向いているじゃないですか。これをどうやってワークショップとしてまとめていくんですか。こんな膨大な、私はこれがいい、私はこれがいいでそういう資料が出てくるんですか、どうですか。それ誰がこれからファシリテーターやってくるんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。今回ですねまず、先ほど町長からの答弁もありましたけども、小学校を一つにすべきかそうじゃないかというところをまず議論しました。そこについては、私が進行役を務めました。そういった中でですね、その中では町としては、令和13年度の複式が二つになる前に小学校を一つにしたいという思いは伝えた中で議論をさせていただいております。その中でですね、ファシリテーターについては、新たに外部の先生をとという提案をさせていただきましたけども、参加されている方の中にはですね、町内の事情をよく知っている人を進行役のほうがいいであるとか職員でもいいんじゃないかとかというご意見がございました。これについてちょっとまだ局内でもですね、調整がついてごさいませんので、もしかしたら町の職員がまた次回もということになるかというような状況でございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 本当に先行きがどうなるか分からないという状況、恐らくこれからどんどんこう混迷していくんじゃないかなというふうに思います。今回、私はもう誠に僭越ですけども、私の案を披露してもう町長に政治決断をしてもらいたいと。町長は今までいろんな難しい判断してきました。私はほぼほぼ町長の考え方に同意をしてきました。しかし、今この小学校・中学校あるいは松崎高校この問題に関しては、もう町長として政治決断をする時期であるというふうに私は思います。私の案はですね、こども園はもちろん統合して何と

しても仁科地区、これの津波浸水想定区域外へ建設をさらに追求していくと、どうしてもこれが駄目であれば、これは安良里あるいは田子ここまでおりてくるという考えです。そして小学校については、これも2校を統合し旧西伊豆中学校跡地に新校舎を建設する。これは先ほども言いましたように、この本庁舎が災害のときの防災拠点にならないということ。そして、もともとあそこに小中一貫校ができれば、最上階に本庁舎の防災機能、これをあそこに移動する。もうこの考え方を持って、二つの目的を持って、あそこの旧西伊豆中学跡地に小学校を新設する。そして、最上階に今言ったように役場の防災機能を移設する、災害時の防災拠点とするということ、そして中学校についてはですね26年度からですか、部活の合同実施地域移行という答弁が昨日もありました。これを足がかりに松崎町との統合はもちろん、松崎高校との、やっぱり松崎高校を存続させるための今連携型の中高一貫校というのをやっていますけども、これをさらに発展させるということを視野に入れて、もう決断してもらいたいというのが私の現在の気持ちです。今声を上げる会、声を上げる有志の会ですか。時々、ビラが入ってます。主張が統一されてません。そして声を上げているだけだと思います。町民の大半の声と言ってますけどもそれにしては広がりがない。私はむしろ町民の大半の声は、今言ったような方向に近いんじゃないかというふうに確信をしています。ですから、今やっぱり町長が小・中学校の将来それから松高の存続にかけて、今言ったようなことを政治決断していただきたい。私はどんどんその方向に流れていくということを自分だけでしょうけども確信しています。ぜひお願いしたいと思います。これはもう答弁するかどうか分かりませんが、もし答弁していただけるのであればお願いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。学校の件についてはですね、もう本当に平成の20年後半からずっとやっておりますし、私も保護者という当事者の立場から何とか子供たちのためにと思っ  
てやってまいりました。ですので1度は幼・小・中全てをですね、うまくそろえてあげたい  
ということで旧西中の校舎のところに校舎を建て、仁小のところにグラウンドをというこ  
とで構想しましたけれども、これは国の法、何ですかね、制度が変わったり、県のなかなかそ  
ういったものの絡みで断念せざるを得ないということから、先川に園だけ離してというこ  
とで行きましたけども、これもなかなか議会のご同意を頂くことができず、同じ敷地内とい  
うことであればこしかないよねということで提案をしましたけれども、うまくいかなかった  
ということがあります。ですので、度々に政治決断はしているつもりではありますが、こ  
ごとくこの件に関しては、政治決断がうまく皆さんにご理解を頂けなかったのではなかろう

かというふうに思っております。ですので、高橋議員のおっしゃるこの案についてはですね、ある程度私も同意ができる部分がありますので、いいなというふうには思いますが最終的には議会の承認を得られなければ、予算も通らなければ、何も進めることができないということは、皆さんご承知のことかというふうに思います。ですので、過去に一般質問などを受けたときにこういった答申が出てきますんで、議会としてですね、答申が出てきてから物事いうんではなくて4月末ぐらいを目途に議会の総意は何かということを出してくれませんかというお願いをしましたが、いまだに議会の統一見解は頂いていないという状況なので、仮に高橋議員のおっしゃったことを私はこれがよろしいと思って政治決断をしたとしても、最終的に議会の半数が取れなければ物事は進みませんので、できればですね、そちら側も一つの意見としてまとめていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 一つだけね、ちょっと私の認識が違うのは、町長はこのこども園・小中一貫校これについてはいろんな決断をしてこういうことをしてきたと言いますが、決断でなくてね、これは僕は判断のレベルだと思ってます。町長が今までやってきたことは。つまり必ずこれでやるんだという、要は自分の進退をかけてでもやるという決断ではなかったように思います。ですから皆さんがなかなかそれに対して支援ができていかなかったと。あと1年足らずでこれは町長選挙もあります。もうそういうのも頭の中に入れながらですね、ぜひ私は政治決断、本当にこれ決断をしていただきたいというふうに思います。時間もないので次3番、放課後児童クラブについていきます。先ほど言いましたように、議事録を読むとですね、長期休暇、つまり夏休みをターゲットにしてると思うんですけども、ここで賀茂の校区の生徒ですね、これを仁科の放課後児童クラブで受入れの拡大をしたいというふうに読み取れたんですけどもそうじゃないんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。長期休暇中についてはですね、アンケートの結果、54人中18人の33%の方が利用したいということでございましたので、これを子ども子育て会議にお諮りしまして承認頂きましたので、夏休みの実施に向けて今調整をしている状況でございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今回は長期休暇ってことですけどね、やっぱり潜在的には賀茂地区でもそれだけ需要があるということなんですよ。今、民間の方もまあそれに近いような、そ

れと競合できるようなことも考えてる方もいらっしゃるんですけどね、ぜひこういう長期休暇の拡大だけでなく賀茂地区への、そのいろんなハードル高いのは重々承知してはいますがでも検討を続けていってもらいたいと。それはそう思います。そして長期休暇、夏休みとなるとですね、前回の質問のときに少し問題になったんですけども夏休みのプールの使用ですね。仁科地区で、仁科地区と賀茂地区の生徒が十何人まともになればですね、かなりの人数になりますけども彼氏彼女たちが賀茂の彼氏彼女達はそのプールを使えないっていう事態を解消できるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 昨年の9月議会だったかと思いますが、答弁をさせていただいております、PTAの方からは児童クラブの支援を配置してくれればよいよということを回答頂いてます。しかしながら、昨年の7月に起きました滋賀県長浜市の放課後児童クラブの活動のプール事故を受けましてですね、そういったリスクを鑑みるとなかなか放課後児童クラブの支援員の方々には対応をいたしかねるというのが現状でございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 課題はいろいろあるんですけどね、先ほど言いましたように何とか皆さんがいい方向で解決していただきたいというふうに思います。まとめますけども、今回はそれぞれのところでいろいろ私自分の考えを言ってきました。特に、今の小中学校の将来についてはですね、町長に誠に僭越ですけども、提案をさせていただきました。それに対して町長の気持ちもよく分かりましたし、我々議会もですね、今与えられてる条件、これを十分に皆さんで議論・討論して議会なりの結論が出ればなというふうに思ってます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時 8分

---

◇ 仲 田 慶 枝 君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

通告 6 番、仲田慶枝君。

3 番、仲田慶枝君。

〔3 番 仲田慶枝君登壇〕

○3 番（仲田慶枝君） では、議長のお許しを頂きましたので、私 3 番、仲田慶枝、壇上からの質問をいたします。

私の質問は大きく 2 点でございます。

1、在宅高齢者等の配食サービスについて。

2、サービスステーション過疎地対策についてでございます。

在宅高齢者等の配食サービスについて。介護保険制度における「介護予防・日常生活支援総合事業」では地域包括ケアシステムの構築が進んでいます。地域包括支援センターでは住民の健康増進、保健医療福祉、生活の安定などの窓口となり、必要な支援や援助を包括的に担っています。かつては予防給付だったものが、介護保険法の改正により地域支援事業に移行し、高齢者の在宅生活を支えるために、ボランティアや民間企業・社会福祉法人などの多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制が整えられてきました。その中の一つに配食サービスがあります。買物や調理が困難な高齢者などが栄養バランスのとれた食事をとれるようにするためのサービスです。対象者は民生委員の意見書で判断され、この 4 月からは 1 食につき 300 円の補助が町から出ております。配食のみならず見守りもお願いしての補助金でございます。この配食サービスについて私は、令和 4 年 12 月の定例会で一般質問をしています。1 年半たってでございます。2 を訂正させていただきます。1 年半たって再度配食サービスについて伺います。

（1）令和 4 年末の時点でこの配食サービスが全町に行き渡っているわけではなく大沢里地区には届いていませんでした。理由を問うたところ、費用の問題との答弁でした。現在も大沢里にはいまだ配食サービスが提供されていません。今後も改善はされないのでしょうか。

（2）配食サービスは栄養管理によって地域高齢者の低栄養予防、さらにはフレイル予防に資するものであるはずですが、当町の配食サービスでは、たんぱく質や食塩量などを調整したいわゆる治療食は提供されていません。これでは、本来の配食サービスとは言えません。管理栄養士による献立作成や、そしゃく機能の低下した利用者のために硬さを調整するなど、栄養管理のされた配食はできませんか。

2、SS（サービスステーション）過疎地対策について。町内ではついにサービスステーションが 1 箇所だけとなり、加えて「居住地から最寄りサービスステーションまでの道路距

離が 15 キロメートル以上のエリアが存在しているという市町村」にも名を連ね、SS 過疎地問題がますます深刻になりました。ガソリン車の燃費向上、電気自動車の普及などガソリン需要の減少、そして原油価格高騰、円安、人口減少も加味されれば、SS 事業者も維持は困難です。町は令和 2 年に「西伊豆町 SS 過疎地対策計画」を策定しています。そこでは燃料の需要など様々な分析がなされていますが、町内には灯油を使う世帯が約 8 割あり、その他、土木重機や農機具など需要は存在しています。さらに災害時を考えますと、事はより深刻です。道路の寸断、集落の孤立、道路啓開を行う重機の燃料は確保できるのか。町民が移動する燃料、暖房用燃料は確保できるのか。町内唯一のサービスステーションも津波浸水想定区域内にあります。私はこの SS 過疎地問題についても令和 4 年 9 月定例会で質問しています。あれからさらに 1 件が廃業、1 件が規模の縮小をしています。改めて町の燃料の安定供給と非常時の燃料確保について伺います。①町が燃料供給体制を構築すべきと考えますが、令和 2 年に策定した対策計画は進んでいるのでしょうか。進捗状況を伺います。②経産省など国の補助金は検討されないのでしょうか。

以上私の壇上での質問でございます。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まずは大きな 1 点目の在宅高齢者等への配食サービスについての（1）大沢里への配食サービスにつきましては、これまで町内の幾つかのお弁当事業者さんと協議をしてまいりましたが、先日受託してくださる業者さんが見つかりましたので、6 月 12 日から実施予定で今進めております。

次に（2）の制限食や刻みなどの適切な栄養管理をされた配食につきましては、現在受託している業者さんは、以前受託していた業者さんが撤退したとき、町のほうからお願いをして、何とか現在の条件で受託をしていただいた経緯がございます。もしこちらの業者さんが受託できないとなると、配食サービス自体が実施できない状況になってしまいます。したがって、今回ご提案頂いた栄養士と制限食刻み食の件につきましては、ご意見として賜らせていただきます。

次に大きな 2 点目の SS 過疎地対策についての（1）西伊豆町 SS 過疎地対策計画の進捗状況につきましては、地上タンク型の燃料備蓄拠点として、建設候補地の選定を進めてまいりました。またそれと並行して、地上タンク型 SS 取扱業者とのヒアリングを行い、運営方

法等について意見聴取をしてきたところでございます。今後、町内のガソリンスタンド経営者と運営方法等について協議し最終的な案がまとまりましたらSS過疎地対策検討委員会を踏まえて、整備に必要な予算を今後計上していきたいと考えております。

(2)につきますので国から補助金の検討はということですが、現在も経産省の補助事業として、自治体によるSS継承等に向けた取組支援事業補助金がございます。当町においては、燃料供給に関する計画に基づく施設整備事業が対象となり、事業費上限は1億円で補助率は4分の3となります。今後施設整備の方向性が決定いたしましたら申請をしたいと考えております。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長(堤 豊君) 仲田慶枝君。

○3番(仲田慶枝君) ご答弁ありがとうございました。大沢里の配食に行っていない問題は2年ぐらい前からですかね、行っていないという話でそのまま止まっているのかという状態でありました。4月にですね、私だったと思うのですが包括支援センターに行ったときに、何かまだ配食問題って解決してないのよねって言ったら、3人が同時にですねこっちに振り返ってですね、そうなんですって3人が私に向かって言ったんです。これまだ解決してなかったんだって、とても私は反省してショックだったのですが、今ご答弁頂いた中で、大沢里にも配食サービスが届くということが、今頂いたので本当によかったです。ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。先ほどのご答弁の中で業者さんが見つかったということでもございましたけれど、今までなぜいけていなかったかということやはり大沢里は中心地から遠くて、今までは250円でしたよね。私が前回質問したときには200円の補助金だったのですがそれが250円になり、この4月から300円になったのですが、いかにも安い、300円で、これはコスパの問題ではないですよ、見守り費用ということを出していただいているのですが、やはり業者さんにとってはそれだけの時間と人と燃料もかかるということ、いかにも私は安いと思うのですが、この辺の金額の見直しっていうのは余り考えられないでしょうか。

○議長(堤 豊君) 町長。

○町長(星野淨晋君) この金額については私も当然、ガソリンの高騰であるとか物価の価格の高騰も踏まえて、健康福祉課のほうに大丈夫なのかということで申し上げております。担当のほうは業者さんと大丈夫ですかという交渉の中で金額を上げてきておまして、私もその250円だったときに本当にこれで大丈夫って聞きましたが、業者さんがこれで大丈夫です

というふうにおっしゃったので、その金額で落ちついたというふうには私は認識をしております。ですので、金額の交渉については逐一、先方さんと話をつけておりますので、その辺については合意がなされているというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） でもたしか私の記憶では、大沢里はどうしていけなかったかと、1件しか対象者の方がおいでじゃなかったってということで、とても1件のためにはちょっといけないって、余裕がないという返事だったんですけど、その辺のところは解決されたんでしょうか。その業者さんで。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。大沢里のほうに配食ということを検討して進めているときは当然、そのような状況でございますが、今現在は約6件ぐらいの方のお申込みがあるだろうということ、アンケートであったりとか、いろいろ聞き込みをした結果出ておりますので、そのぐらいまとまっていれば、何とかできるかなということで、事業者さんが設定された。これは今、今回決まった方の前の方のときも一応それでお話はしていたんですけども、最終的に4月になる直前にやはりできないということを言われたので、本来は今年の4月から始める予定だったんですけども、6月12日まで2か月ちょっとですけども延期せざるを得なくなったという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） この配食サービスの申込みというか、申請のこの紙などを見ますと希望があれば毎日でも月曜日から金曜日ですよね。毎日それも昼と夜と2回というような希望書く欄があるのですが、大沢里には週に何回行くことで今話についているんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 大沢里の配食についてなんですが、毎週水曜日の週1回、午前11時30分から12時30分の間に配達する予定でございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。週1回で、後ほどもう少し詳しく言及させていただきたいんですけど、配食サービスそもそも何のために行くかということを考えていくと、週1回というのは甚だ心もとないというか少ないような気がいたします。先ほど250円じゃ安い300円じゃまだ安いというような話をして、町長は逐次業者さんと、お話をしながら検討していくというふうにおっしゃいましたけど、結局その、そう週1回でも必ず7個とかわかんないんです

よねってというような状態だと思うんです。今までも私もいろいろこう業者さんに伺うと、日によって1個のこともあれば何十個のこともあるというようなことだったんですけど、この今までゼロだった、行っていなかった大沢里スタートしてくださるという、とてもウェルカムですが、とてもありがたいことなんです、とにかくですね、この今この視点からいくと、いわゆるその対象者の方々に視点がいきます、介護予防であるとか生活支援ということで、配食サービスはちゃんとしたいっていうふうに私たちもそういうふうに思いながらこうやって質問していくんですけど、やはりそこになってくれる業者さんっていうのは、私は泣くようなことがあってはならないって思うんです。私たちの町を支えてくださる業者さんなので、そここのところのちゃんと、この善意のボランティアみたいなそういうような気持ちではなくてしっかり元をとっていただく、しっかり稼いで、稼いで頂くっていうのもおかしいですね。生活ができるようにしていただくということを私は視点に入れたいと思っています。そうなったときに、例えばですね、その1件何百円とかっていうことではなくて、例えばですよ。例えば、そこの業者さんからでもいいですし、町内の中心地からでもいいですけど、配達先までの距離数を計算して、そして10キロ超えたら少しお手当を、お手当っていうんですかね、経費として負担させていただくとか、そんなような発想っていうのは起きないんですかね。って思うんですって言いますのも、いろいろ話をしていく中で今度見つかった業者さんっていうのは、極めて特殊な業態の方々ですよ。ていうのは、就労継続支援のB型という事業所さん。なので、純粹にその売上げだけで生業を立てている方々ではないということですね。報酬があって、そして売上げもあるというところなので、実は300円というところにそんなにこだわってないわけではないでしょうがそのそういう事業所さんではないんですよ。なので、ここ解決したといっても何か抜本的な解決ではないような気が私はいたします。何か言わば、誤解を恐れずに言うとしたら裏技だったような気がいたします。一般の営業の事業者さんがもしこれをやるとしたら、やはりそれはコスパというのはとても問題になるんだろうと私は思うんです。だからそういう意味で、いわゆる持続可能な配食サービスの解決には私はなっていないと思うんですけど、先ほど少しご提案させていただくようなキロ数を少し記入してですね、それに基づいて少し経費を負担させていただくって、そんなような発想にはならないのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ちょっと距離的に離れているので、いろいろな提案はうちの健康福祉課のほうから現在、受託をさせていただいたところには提案はしました。しましたが、他社と

の兼ね合いがありますので、先方がこの金額でよろしいということをおっしゃったというふうに私は聞いております。本来はですね、同一地区のところがとっていただければ、誠に今距離も近くなるわけでございますけれども、そこが受けられないということになったのでこういった話になっておりますので、距離でやると当然、近いところが近いところに持つていくのが1番いいんですけども、なかなかそれがかなっていないというのが現状でございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 感覚としては、何かたまたまうまくいったというようなちょっと印象が拭えません。ただ、持続可能に考えるときには、もう少しこうもうちょっとこう、この仕組みというのを考えていただいたほうがいいかなって言うふうに私は思います。それですね、今配食サービス、先ほど町長おっしゃったその配食サービス、少し困ったときに助けていただいた業者さん、そこの方がそのまま担ってくださってるって話あったんですが、そこに伺いますと、配食、お弁当は配達しているのですが配食サービスの対象者となっている方々は、彼らが配達してるお弁当の半分弱なんですね。その対象者でないところにも配達している、それも昼も夜も配達しているということを聞いております。ですから、非対象者でも注文して、そして結果的にそこに配達しながら見守りもしてくるわけですね、10分20分お話をしたりという。ほぼ同じようなことをしてくれているわけなんです。私はこれについて、令和4年の12月、前回に伺ったときにも、全ての配食希望者には見守りというわけにはいかないというご答弁頂いてるんですけど、やはり依然としてですね、対象者として認定されていないところにも配達して見守りもしているということで業者さんの負担も大きいと考えているんですけど、その辺についてはどうですかね。もっと対象者を増やして行って、しっかりその見守りの補助金を出して差し上げるというようなことはあまり考えないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まずですね、仲田議員のおっしゃってることは誠に福祉としてはすばらしいんだろうというふうに思います。その原資は誰が出すのかっていうことは絶対に言われないんですよ。それはどなたかがお支払いをした税金から払っているということになりますんで、そこはですね、両方考えて質問をしていただかないと、私たちもいい顔したいんで、いいよいよあそこも持つてこうよ、安いつて言うからどんどん補助金出そうよって言うんですけども、やっぱそこには財源が必ずついてきますので、それはおっしゃられたとおり、限りなく広く出していくということとはできないんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私の感覚として申し上げておくとすると、今、配食の対象者が52件、52件ですね。ですよ。全町で52件ですので、これが大体全部の方が配達を希望しているわけではないのですが、今対象者が52件。そして業者さんが作ってるイベントは大体1日100ぐらいだと。ここに300円の補助金を出しても私は大した金額ではないと思うのです。ほかにやっているとどこか考えていくと。なのでこれ私業者さんがすごくつらい思いをして、彼らお話しうととても善意の塊なのです。だからそのところに何か甘えるのは、私はすごく間違っていると思っていて、ちゃんと正当な補助というんですかね、そういうことをしてですね支えていきたいなって私は思っておりますんで、例えばですね、この考えを配達で300円の補助みんなを出してくださってという話をあまり押しつけるとそれは財源を考えろっておっしゃるんですけど、そうしましたら少し視野を広げてですね例えばこの配達をほかの人がやってもいいんじゃないのっていう、これ法的に駄目だったのは聞いてますけどそこ何かこう解釈とか何か手がないかな、抜け道がないかなと考えながらおります。例えばですね、私お友達に藤枝市にお友達いるんですけど、そこは新聞配達さんをお願いして、新聞配達さんがお弁当届けるんです。これは産業振興のカテゴリーでやっているというんですね。だからこの介護保険の総合事業のところではなくて、産業振興っていうそんなような発想もできるかなって思うと、今産業振興で移動販売さんに補助出してますでしょ。あそこの方をお願いしてお弁当が例えば注文とって届ける。いろいろこう詳しく見ていくと時間帯が合わないであるとかあるんでしょうけれど、何か視野を広げればもう少し何か選択肢が広がるのかなっていう気もいたします。そんなようなことも加えながらですから、決して業者さんが泣かないような配食サービスを、私はお願いしたいと思っております。次ですね、今のところの話でございますが今結局その、あれですね配食サービスの対象者となっていない人の配達もすごく多いという話したんですけど、これ今の仕組みからいきますと、まず申請書が出たら民生委員さんがそこに意見書として加えて、そして福祉係が訪問して、そして配食サービスの対象者となるかっていうことを決定しているというようなことでございますけれど。これ実際この方は配食サービスが必要だわっていうふうになってから認定されるまでに、アベレージとしてどのくらいの時間がかかっているんでしょうか。そこを伺いたいんですけど。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 昨年度の状況ではございますが、申請から決定通知の発送まで、おおよそ20日程度かかっております。申請やその家族の都合もございまして、一概には

言うことはできませんが、可能な範囲で短縮できるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今のお話ですけど、それは民生さんの意見が添えられてからっていうことですか、それともご本人からの申請があつてから、どっちなんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 町のほうで申請書を受理してからということでもよろしく願ひいたします。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私が伺いたい、実は伺いたいと思っていることが、だからこのアセスメント、福祉係によるアセスメントに少し遅れが出てるのではないかなとか漏れが出ているのではないかなんていうことをちょっと思ったりしています。この今回ね、大沢里に1件だけの希望者だったのもあつて、2年間配食が行き届いていなかったのですが、調査したところあと6件ぐらいのご希望がありそうだということで、7件まとまれば大沢里お届けすることができるだろうという話になったわけですね。そうしますと、このように調査してみたらあつたというような潜在的な何か需要があるような気がしてならないのです。民生さんという方々は、基本的には本当によくやっただいていて、何かいわゆる活動費のみで報酬というのはお取りになっていらっしゃる方々ですよ。そういう方々に私はこのような業務をかすのはいかなものかというふうに私は考えるのです。民生さんの手の回らないところもあるんじゃないかと思うんですけど、例えばそこのところをケアマネジャーさんとか、それからこのようなお弁当配達してる業者さんなどが気がつけば、そこから福祉係に連絡してそして見に行つて、そして認定するっていうようなルートがあつてしかるべきかなって思うのですが、そうするともう少しフットワークよく認定にたどりつけるような気がいたします。これは決して甘くしろという意味で言っているわけではないです。遅れであるとか漏れとかそういうようなものを回避するために、そういう民生さん以外のルートも考えてはどうかという提案をしています、それはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） ケアマネジャーさんにはですね、ケアプランの作成に集中していただきたいと思っております。また、お弁当業者さんですと、若干公平性に不安があるのかなというふうに思います。申請にですね、民生委員さんが関わっていただくことでですね、見守りの目が増えるというメリットもあるのではないかと考えております。したがって、こ

れまでどおりの手順で行っていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。理解できました。でも、できましたら何か3か月か半年に1回程度、情報交換会みたいなことをやっていただけると何か漏れがなくなるかなんていう感想でございます。これは感想でございます。理解はできました。ここまでですね、認定についてとかその迅速性について伺ってまいりました。次ですね、その（2）のところを伺っていきたいと思います。先ほど結構、あの町長は割とあっさり意見のみ伺うにとどめておくというふうに言ってくださいました。その栄養バランスとか刻みとかですねそんなことを考えてくださいってというふうに言ったときにそういうふうにおっしゃったんですけど、そもそも配食サービスは何のためにやるのかということに考えたときにですね、あれですよ。配食サービスというか総合事業のところですよ。生活支援とかそういうことを考えていったときに、なにもお弁当を届けるだけが生活支援ではないと1日でも長く、ご自分の自立した生活を営んで頂くために、ヘルパーさんが訪問介護に伺ったときは、お野菜一緒に洗いましょうとか、じゃあここで炒めてみましょうとかそんなようなね、お手伝いをしながら自立した生活を営める1日でも長く営めるようにしていただく、それが本筋ですよ。それがかなわなくなったとき、かなわなくなったときとか、かったるいと思ったときに、じゃあ週に何回か配食、全くお料理ができなくなったら、もう毎日配食とそんなようなところからそもそも配食は、配食サービスがあるというふうに私は捉えておりますが、この3月に出されました西伊豆町のこの、これですね「第10期高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画」このデータを私見させていただきましたところ、令和5年の10月時点での当町の高齢者数は3,641人、高齢者のひとり暮らしが851人、高齢者夫婦世帯が631、今さらながらのことですが、こんなにいるんだなという驚くべき数字でございました。そしてここに載っておりますけど、4年から5年にかけて行われました当町でのアンケート調査、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスでは配食が2番目に多くなっております。令和元年の調査からほぼ2倍に増加しています。要介護1から2の方々では、最もこの配食の希望が多くなっていて、22%の方が必要と答えています。私、手元に今回少し調べてみたのですが、令和2年に厚生労働省の事業費を使って行われた同じようなアンケートががございます。地域高齢者の配食利用状況とその関連要因に関する調査研究という報告書があるんですけど、これは埼玉県で65歳以上5,439人対象に実施されたものの報告書が上がっております。有効回答3,603人というものだったのですが、これは要介護の方はっていうか、取りあえず65

歳以上の方にアンケートをとっているんですけど、そうしますと全体では配食希望者ってのは1割には満たないのですが、対象者が要支援・要介護認定を受けている方々に絞っていくと、配食サービスの利用者、既に12%、配食を検討している希望者まで入れると20%になっています。当町とほぼ同じような結果です。これ一般的な数字なんだろうなというふうに私はとらえました。ここの分析がなかなか興味深くてですね、配食希望者は被希望者に比べて75歳、75歳以上が多い。独居である。介護保険の認定がある。外出頻度が少ない。半年間で体重減少がある。フレイルリスクがある。ヘルスリテラシーが低い、これ健康に対する意識とか理解が低いということですね。食事回数が少ない、調理頻度が低い買物に困難している食事療法が必要な人の割合が高いというような特徴が示されておりました。このようなアンケート結果はですね調査はこうやって客観的に示してくれると問題の整理がとても容易になります。先日、地域包括支援センターの職員さんに聞きましたら、当町でも全くそのとおり、そもそもが買物が困難になるところから始まっているという話をしてくれました。町内のお年寄りがやせている。せっかく来たお弁当を2回に分けて食べていると。もっと甘いほうがもっと味が濃いほうがいいと言って食べない方がいる、などなどですね。このなんかそんな情報を皆さん持っておいでだったんですね、地域包括の方々は、このアンケート結果とかこのお話を伺うと現在の高齢者の食に関する課題ってのはもうとても明らかになってくるんだと思うんです。ですから、ただやはりお弁当を配るだけではないなというのは、私は感じているところでございます。で、厚生労働省は、この配食事業の栄養管理に関するガイドラインというものも出していたりするのですが、結局ですね、毎日お弁当を届けなくても多いわけじゃないですか。そうするとこのお弁当というのは、残りの日の自分で調理するお料理のお食事のお手本になるっていうんです。このお献立が、結局。これを見て減塩はこのくらいだとか淡水化物の量はこのくらいであるとかたんぱく質の量はこのくらいであるのかって。そういう意味合いを配食事業はしっかり持たせなければいけないというふうに書いてあります。で、ですから私はやはりその、もう本当に業者さん、やっていただいている業者さん本当にありがたいのですが、もう一歩進んで栄養管理をされたお弁当を、お食事をお届けするってこと私はするべきだと思うんですけど、そここのところはもう1回考えていただけないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ちょっとですね、仲田議員の今質問されたのが、いろんなところに散らばってるのでなかなか難しいんですけども、基本的に配食サービスを受ける方というのは、

ご自身でお料理ができないとか食事をするのがなかなか難しいという方が、多分対象になってくるので、逆にそれを参考にしてお料理ができるのであれば、配食の対象から外れるのかなというふうにはちょっとクエスチョンが出たりですね。逆に、刻み食であったり減塩食っていうものを提供していく、したほうがいいんじゃないかっていうんですけど、ただ味が薄いとかなんとかっていうご意見がありますっていうと、普通のお弁当のほうが味が濃くていいんじゃないのかなっていうふうに思うので、健康のために配食をしろというふうに言うのか、配られた側の意見を吸い上げて配食をしろと言いたいのか、ちょっと行く方向が違うのに同じ質問されるとですね、町としては何とも答えがしにくいなあというふうに感想は思いました。ただ、そもそも今の配食サービスの状況になったというのは、以前は福祉関係者さんのところにたしか受託をお願いしていたかというふうに私は記憶をしていますが、そもそも、そこの利益が多いんじゃないかというような疑義を議会のほうで持たれて、民間企業で安いところに発注をしようということで確か町が方針を転換したのがこの制度の崩壊といってもおかしい話ですけども、議員のおっしゃるように、減塩とか刻みとかができなくなった経緯ですね。なので、今からもうそこの業者さんをお願いをしたとしても、もう受けてもらえない状況なので何とか町内にあるそういうところは私たちは、いろいろ職員も頑張っ探してきているということなので、ラッキーということではなくて、ちゃんと探してますんでその辺はご理解を頂きたいというふうに思います。ですので、いろんな方がいろんな主観で言われるのは、それぞれにそのとおりになんだろうというふうに思いますけども、なかなかそれを全て網羅をしてですね、この事をするにはできないのかなというふうに思います。また大沢里一応、週1っていうことですけども、オーダーがあれば今後は回数を増やすということは、検討の材料としてもう既に担当のほうは持っておりますけども、今のところ先ほど仲田さんおっしゃったように、お買い物車が今上がってますんで、足りない日はそこで賄っていただけるんで、今のところ週1のオーダーなんだろうなというふうには想像はしております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 町長おっしゃるとおりなんです。私、今回この質問つくるときに混乱しているんです。本当に何、なんていうんですかね、お食事をね、お届けするすればいいと、もうお料理ができないからお買い物にも行けないから届ければいいっていう概念と、いやいや、1日でも長く健康で長生きしていただきたいためには、いわゆるその教育ってのは失礼ですけど、健康にはこのぐらいの塩分がいいんだよとか、このぐらいのたんぱく質取るべきなん

だ、淡水化物はこのくらいにすべきなんだ。その栄養指導が入っているような方はまた特別でございしますが、一般的にね、私たちの食事として。そうするとやはり基本的にやっぱりうちの町の人たちの味は濃いですよ。味濃いです。でもそれは教育的意味で町がやる配食事業で、その方が喜ぶから毎日毎日味の濃いものお届けしていいのかどうかっていうことですよ。これ悩ましいところですよ。確かに減塩にすると、何かもういいわ何か楽しくないのお食事がってことになるのも事実ですよ。これすごく悩ましいですけど、そのところ例えば行事食だけ、今日はお祭りだからとかお正月が近いからとか行事食はがちりそんなのにしても。でも平常時はね、こういう普通はこのくらいの塩分にしましょうとかっていうような、私はやるべきだと思いますよ。実際、先ほど言った就労継続支援B型のところはお弁当始められましたでしょ。あそこやっぱりとても健康的なお弁当なんです。そこに通い始めた利用者さんが2か月もしないうちに、血圧がぐーっと下がって平常値になったんですって。本来だったら病院に行かなくちゃいけないって言われていたところが、その食事2食利用者さんなので2食飯上がることになるので、血圧下がったっていうことあります。こういうこともあるのです。なので、大変難しいです。楽しいお食事、お食事楽しくね、人生の喜びでもありますからおいしいもの食べたいっていうのと。やはり健康維持してほしいって思ったときには、少しく管理したものを。それをこのくらいが適正なんだねっていう週に1回の配食のときに、それを学んで頂いて、次の日から自分で少しやれるときには、少しお塩減らそうとかそんなようなことをやっていただくそういう、それが町がやる配食サービスと私は使命であると考えます。ね。なので、先ほどおっしゃった福祉法、社会福祉法人さんが最初やってくださってたんですよ。高くて、それがかなわないっていかお断りしたという経緯もそれは私も十分承知しております。今さらそちらにお願いできないのも十分分かっておりますし、何より今やってくださってる方、その業者さんは本当に感謝しかありませんから、そこに担っていただくのですが。例えば、町のほうとかでお献立つくって管理栄養士さんか何かをお願いしてお献立作ってこれでやってくださいって言ったら私は済むような気がしないでもないのですが、先ほど言ったように刻み、これすごく手がかかるそうなんですよね、伺ってみましたら。そしたらちょっともう1人ぐらい雇えるような何か補助をお出しすると何か手を差し伸べるというようなことがあってもいいのかなということを私は考えましたけど、いかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員がおっしゃるように、確かに減塩であるとか刻みというのは私も

必要なんだろうというふうに思いますけども、それをやるには当然、今議員もおっしゃったように一人雇うっていう分の補助っていうことは多分やることによって人手が足りなくなるっていうことも承知されてるんだろうというふうに思います。ここで問題になってくるのはですね、1食500円を利用者さんから頂いております。これ仮に2食だとその方は1日の食に対して1,000円を払うということですね。そうすると、1か月3万円出せる方はいいんですけども、出せない方はっていうことも当然問題にはなってくるかなというふうに思います。で、仮に普通にコンビニとかいろんところで売ってるお弁当が500円、刻み食は600円、利用者さんはどちらを取るかって言えば多分コンビニのお弁当を取られる。そうすると、もうそもそもこの時点で健康から路線がずれてしまうということになると、同じ500円の刻み食にしなければいけない。でもここにはもう人件費はのせられないっていうことになると、またそれで話がアベコベになってきますんで、今500円と設定させていただいてるのは、大体ちまたのお弁当屋さんが500、安いとか400幾らあるらしいんですけども、大体500円ぐらいでお弁当売られてるんです。なので、そこと遜色のない金額にしないと違う方向に行かれて健康害されても困るので一応、設定はそこでさせていただいておりますけれども、逆に議員600円っていいましたけど、600にすると断られる方も出てくる可能性も出てくるわけですから、そこをですね、うまい塩梅のところまで今させていただいてるということで、少しご理解は頂きたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうなんです、そうなんです。コンビニさんのね、お弁当との兼ね合いとかあるので金額ってのはとても難しいところなんですけど。だから町がやる事業なので、そこまで私は考えてほしいと思っているんです。そこをちょっとこう考えていただきたいなっていうふうに思います。ついでにですね、町のやる事業なのでこれ付け足しでお願いしたいと思っているのが、毎回その使い捨てのお弁当パックを使っていいのかどうかっていうところでございます、町はね。ごみの堆肥化、生ごみの堆肥化「ALL COMPOST NISHIIZU」とか推進しておりますよね。私も実際そんなことを主婦としてやりますと、もう燃やすごみとして出すものは圧倒的にプラスチックばかりになっています。これを町の事業がお弁当配食して毎回使い捨てのものを届け続けるっていうのはどうなんだろうっていう。昨日もね、浅賀さんが、6R、6Rでした、4Rのお話していただきましたけれど、そのところ私は町はやっぱり考えてほしいなあって思います。リユースできる食器にして、そしてちょっと洗い流しぐらいはしてちょうだいというふうに利用者さんをお願いすること

になるのです。対象の方にお願ひすることにはなりますけれど、使い捨てちゃんと回収して洗浄機で洗って、そしてその食器を使うっていうことができないものだろうかということをご提案したいと思ひます。これについても実は、調査結果がやっぱり出ていてネットで引いたことではございますが、使い捨てのプラスチックバックでくるよりもちゃんとした食器に近いようなもので来るとやはり、ちょっと気持ちが豊かになるというか味けなさを感じないとか、毎回その取りに来てくださる方、お届けしてくださる方とコミュニケーションができるのでそういうつながり、人とつながっているという感触があると、そんなような感想が書かれておりました。確かにそうなんだろうなと思ひますのでこれぜひ検討していただきたいと思ひますが、これはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件については、検討することは検討したいというふうに思ひますけれども、なかなか難しい不都合な真実が裏に隠されておまして食器を洗うときに当然、洗剤を使われます。ポイとすれば洗剤は使わないわけですが、この洗剤が環境に与える影響はどうなのかっていうことを言われると、確かに洗剤も使わないほうがいいのかあと思ったりもするというなかなか難しいものが複雑に絡み合っておまして。なかなか、はいそうですねというわけにはいかないのかなというふうに思ひます。逆にプラの、捨てられるプラでお渡しをしてですね、そのプラを回収して、要は、プラごみを回収するという方向にかじを切ったほうがいいのかあと思ったりもしますが、逆に洗ってないプラごみを回収してもこれもまた問題だらくなっているというふうに思ひますので、何が1番正しいかという成果は出てきませんけれども、一応検討だけはさせていただければというふうに思ひます。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。お昼を挟みましたので、若干気がそがれておりますが。えっと

ですね、もう一度確認させていただきとうございます。配食サービスは、ただお弁当を配るのみではないと。利用者さん・対象者さんの健康を考えて、少し配慮した健康、栄養に配慮したもので提供すべきであろうというふうに私は考えておりますけど、それは町長としてはもう現状では無理だというようなことおっしゃってましたけれど、今後、配食サービス全体の仕組み、ただ届けるとかそれだけではなくて全体の仕組みとして、生活支援を含めて全体の仕組みとして考え直すというような、もう1回検討し始めるというようなお考えはないでしょうか、その確認だけさせてください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 最終的にはですね、何をとるかだと思えます。当然、刻み食・減塩食いろんなことをやってお届け先の方にですね、寄り添っていくということが必要なんだろうというふうには思いますが、当然そこには費用という問題がかかってきますので、それを誰が負担するのかという問題も当然出てまいります。そのほかに献立などをですね、しっかりとそういうものに合致したものにということになれば、各社に栄養士さんを配備してもらわなければいけなくなりますので、既にそういった方々ないところは新たに雇わなければいけないということで、人を探さなければいけないというリスクは当然ございます。その分の人件費はどうなるのかというと、当然お弁当に転換できないのであれば、また町に要求されると、今度町は頂いた税金の中から余分に出さなければいけないということが出てきますし、逆に用意できないのであれば、そこのお弁当屋さんは該当しないということになりますと今度は配食サービスをお届けしてくれる業者さんがしばまってしまうという形になりますので、そもそも食数が制限されるので、今度届けられない方も出てくる可能性も否めないのかなというふうに思います。ですので何をとるか、私たちは今は、今ある現状で何とか食事をお届けさせていただいて、食に困らない環境というものを最優先にしておりますので、仲田議員のおっしゃる刻み食とか栄養のバランスをとったというようなきめ細やかな食事まではちょっと手が出せていないのかなというふうには思います。必要なことは承知はしております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 工夫の余地はあるかなと思っています。管理栄養士さん、別に各社にいる必要もないような気がしますので工夫の余地はあるかと思っていますので、今後検討していただきたいというふうなことを申し添えたいと思います。この栄養の事のみならずですね、今日、午前中から聞いて伺っておりますけれど、配達のことにはしましても全然、何だ、持続

可能じゃないですよ、サステナブルではないですよ。今の業者、受けてくださった業者さんが極めて特殊な業態であるから成立しているということでもありますので、ここ全体の配食サービスの仕組み、食に困ってる高齢者がですねご希望するような適切な幸せなお食事が頂けるような仕組みっていうのを全体で私は、考える、今回ね空白地域がなくなったのをスタートとして、私は絶対やっていくべきだと思います。では次に、サービスステーションの話に移らせていただきます。もう午前中のことで皆さんすっかりお忘れかと思えますけれど、西伊豆町はサービスステーション、ガソリンスタンドが今現在1店舗しかないということで、どういうふうな、計画は令和2年度からあるにもかかわらず、進捗しているのかということをお伺いしているところでございます。そもそもですね、私が伺ったときには3店舗ガソリンスタンドが営業していたのですが、現在は1店舗になってしまいました。で、その計画の中にですね、既存のサービスステーションが引き続き地域の燃料供給拠点として維持できるよう、町民の利用促進等官民連携により展開していくっていうふうに計画の中に書かれています。結果的に1店舗になってしまったじゃないですか。ここに至るまでだからどうして官はもう少し努力しなかったか手を打たなかったかというようなことを伺いたいと思います。そのときにもし手を打っていたらひょっとしたらコストが、今の計画よりも安く済んだかもしれないという可能性があるのですが、何らかの提案とか手を打つというようなことはしなかったんでしょうか、そこをお伺いしたいです。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 結果的に手を打たなかったかというふうには言われれば、手は打っておりませんがご商売をやられている方に町が何かご支援をしたら続けましたかというようなことですね終わってから申し上げましたけれども、いやいやそういう問題ではないと。当然、先ほど仲田さんも言われましたようにガソリンカーが電気車に変わり、人口が減ってそもそもガソリンを買う需要が少なくなっている、燃費もよくなっているんで、やったとしても継続できないと、今が1番閉めるには適材、適時だというご判断をされたということもおっしゃっておられましたので、逆に町が支援をして続けていただくんであれば半永久的に支援をしてくれるんであればそういうことは可能かもしれませんが、一時的な少し手を携える程度では持ちこたえることは当然、社としてはできないんだろうということもまた想像ができるんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。住民拠点サービスステーションっていう概念があるのご存じで

した。私も今回勉強して初めて知ったんですけど、災害が発生したときにね、住民に継続して給油できるように、自家発電設備を整えたサービスステーションなのことなんだそうです。この自家発電設備は、資源エネルギー庁から補助を受けて置くことができます。で、この住民拠点サービスステーションというのは資源エネルギー庁から指定されて指定書というものが来るのですが、今まで町内では2店舗あったのですが、3月に1店舗が閉業されて、現在1店舗のみになってしまいました。今更いうことでもないですけど、町内は発災したときには各集落が孤立の可能性危険性があります。特に、この仁科には役場本庁周り消防署もあるということになります。ここに1店舗もないというのは大変大きな危機感を覚えるんですけど、この住民拠点サービスステーションということについてはご存じだったのかこれについてどういうふうにご存じなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 詳細までは把握しておりませんが、そういったものがあるということは承知はしております。ただ、議員発災のときというふうに言いましたけども、今1番西伊豆町の中で危惧しているのが発生した後に津波が来る可能性があるわけですね。そうすると浸水想定区域内にもしそういったところあったときには、それを指定したとしても当然、使えないわけですから、そこに整備をするのかということがまず一つクエスチョンになります。ですので、私たちがこのSS過疎地のものに取り組始めたのは、そもそも町内のSSが全て浸水想定区域内にあるので、もしそうなったときに公用車であったりとか支援こられた方、また重機とかトラックがこれにガソリンが入れられないと、そもそも復旧・復興のするものは使えないので、それをどうにかしなければいけないと。ただ、そうは言ってもそのときのためにずっと中身に燃料を入れておいてもいけないので、その使い道もどうしようかということまで考えなければいけないよねということで、始めたのがこの委員会になります。ですので、その制度自体は承知はしておりますが、町内の今の業者さんにどうこうということになると、発災後のところで話がストップしてしまいますので、そこは少し難しいのかなというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） おっしゃるとおりです。機能は恐らくしないなというような感じだったんで、それだったらどうしてこの2年に作ったこの計画ですけど、もっと伝えなく進めていただけなかったのかなというふうに思います。この2年恐らく何もしていなかったんだと思うんですけど、もしね今発災したときに、公用車とか緊急車両の燃料確保はどういう、ど

うするおつもりなんでしょう。

○議長（堤 豊君） はい、防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 実際に既存のSSさんのほうが使用できる場合については、そこから確保すると使用できない場合ですねが想定されます。その場合災害時における相互応援協定を締結している各市町さんがおります。平成7年度には長野県の富士見町さん、平成17年度には静岡県東部18市町、平成25年度は静岡県長泉町さん、平成27年度は山梨県市川三郷町さん、同じく同年度に東京都多摩市さんと、協定を結んでおりますので、そういった皆様をお願いすることになるかと思えます。で、そこで課題となるのは燃料の輸送方法になります。考えられる手法としましては、タンクローリー等による陸路、また自衛隊ヘリコプター等による空路、カーフェリーや船舶等による海路が考えられますが、被害の状況によって輸送できるかが課題となります。そういったところで、今回のこの計画っていうのが町内でこういった課題があるもので、こういった計画を考えていきたいという状況になるかと思えます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 一刻も早く進めていただきたいと思うのですが、先ほどの午前中の壇上のご答弁では、委員会を開くようなことをおっしゃっていましたが。この構成メンバーということとはとても大事なのだと思えますけれど、どんな方がここに加わるのか、恐らく今まで町を支えてくださっていたサービスステーションの事業者さんにも加わっていただいたりとかですね。いろんな方に真剣にこの町の燃料問題考えていただきたいと住民としては思うのですが、要するにこの町内隅々までですね、燃料供給不安がないように、これを解消するというのと災害時を想定した備蓄の確保、この2点が私は最重要だと思っておりますけれど、委員会のメンバーさんどんなような方々というのはもう考えておいでなのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 委員としましては、消防署また警察署、または建設業組合、管工事組合、観光協会、商工会、静岡県石油業協同組合、ガソリンスタンド経営者、農協、漁協また地区の代表者様を考えております。またオブザーバーとしまして経済産業省資源エネルギー庁の石油流通課の職員をお招きしたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） いつ頃開催できそうな感じなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい。この後、庁内の経営者の方々といろいろとヒアリングを進めながら、ある程度提案できる素案がまとまりましたら7月、8月、9月を目途に開催できればと思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） この計画を見ますとですね、4つ案が出ていましたよね。それは2年前にも伺ったのですが、このサービスステーションをつくるに当たっての規模とか場所については、今、大概目途がついているのでしょうか、全く白紙な状態なのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 必ずここだというものはまだありません。結局、町有地であればいいんですけども、町有地外であれば当然購入しなければいけないとかいろいろな諸問題が当然出てまいりますので、それも含めて委員会の中でですね、どういった場所がよろしいかということは、ご意見として聞く必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 次に、この補助金についても先ほど伺ったのですが、先ほど自治体によるサービスステーション承継等に向けた取組支援事業補助金っておっしゃいました。上限が1億円補助率4分の3ということでございましたけど、この交付申請って何か1年ごとに出てますよね。これ今年度の申請に間に合うのでしょうか。そこを伺います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 令和6年度の補助金ですね、募集期間が9月末日が最終期日となっております。これからのスケジュール、これを考えたときにちょっと厳しいとされますので、早くとも令和7年度の申請を目指していきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 令和7年度にもこの補助金があることを祈っております。で、このですね、先ほどから少し申し上げているこの私2点がとても重要だと言っているのですが、災害用の備蓄拠点だけにするのか、それとも住民が平時利用できるようなものにするのかということがございます。今、仁科のガソリンスタンドがなくなっているんですけど、仁科の方たちが本当に困っているかという実はどうもそうでもないらしいと。無事であれば松崎に行くこともできますしということで、実際はそんなに困っておいではないんですね。で、今イメージしているサービスステーションですね。災害備蓄拠点だけにこだわるのか、それとも平時も利用できるようにするのか、その辺は決まってるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、平時の利用になりますとお客さんがいつ来るか分からないということと当然危険物なのでそういう責任者を置かなければいけないなどもろもろの問題が生じます。それに民間でガソリンスタンドやられておりますので、下手に行政がやったものを民間に開放すると民業圧迫というふうにとられてもしょうがないのかなというふうに思いますんで、住民の方が給油ということに関しては、そちらは緊急時以外は使用しないほうがよろしいのかなというふうに思います。ただ、公用車に関しては、今もそうですけれども町内もしくは今年から仁科なくなってしまったんで松崎の業者さんと一応契約をして入れさせていただいておりますけれども、当然、どこかでガソリンを買うわけですからその車両についてはこの作った物のガソリンを入れることで、うまく帳尻を合わせないと、ずっと古いもん置きといってもしょうがないので、ローリングさせるためにも公用車に限ってはここで入れることがいいのかなと、逆にこのスタンドの中に入れるのは民間さんの契約で入れてもらう。それは今、温泉のボイラーを沸かすための燃料なども入札をかけてやっておりますけれども、そういった方法で足していくものについては民間と契約をし、入れるものは公用車ということで、うまくローリングできればというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今、民間から買って拠点備蓄するというようなことをおっしゃいましたよね。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、どこからか買わなければものは入ってきませんので、その辺は入札というような形をとって民間から買うということのほうが公平性にはなるんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 午前中、壇上でですね、地上タンク型の取扱い業者の聴取、取扱い業者から聴取しているというようなことをおっしゃいましたけれど、そこ、それというのは、いわゆるそのモデルというか先進的にやっているというようなところなんですか。そこと今後、契約するとかそんな意味ではないんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 実際に地上タンク型の整備をした先進事例ということで、そちらの事業所さんがおりましたので、そこといろいろ意見を伺ったところでございます。その中

で先進地事例として、長野県の阿智村さんまたは売木村さんでやってる事例についていろいろと聞きながら、運営方法等を今後ですね、進めていく上のいろいろと情報を得たということとでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。私はこれを1番最初に伺ったときからね、あれよあれよという間にサービスステーション、ガソリンスタンドが西伊豆町には1件になってしまって、様々なね、ご事情があるというふうには想像できます。本当にこの人口が減っていく、それから燃費が上がっていく、電気自動車が増えていくという中で本当に皆さん、社会的責任を感じながらやってくださっていたんだと思います。よくやってくださって本当に感謝の気持ちでいっぱいなのですが、でも今、ここに来たときに仁科にはないというのは大変緊張しますね。公用車もありますし先ほども言いました消防署もあります。ここはもうやはり遅滞なくあれですね、計画を進めていただいて、備蓄の拠点はすぐ着手していただきたいんだと思っています。その運営方法ですよ。運営方法、そこは本当に民間の業者さんと話し合っていて、どんな形でやるのかってということですけどさっきの町長のイメージだと町が経営するようなイメージですかね。持つイメージでしょうかね。どうなんでしょうかそこありましたら。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 経営っていう形になると当然、そこずっと開いてとかっていうオーダーかかるんですけども、それをするとなかなか人的なものであるとか資格の問題とか難しいというふうに思いますんで、公用車であれば、何曜日の何時から何時は一斉に公用車そこに動かしてガソリンを入れに行くとかっていうので、ローリングストックのですね、ぐるぐる回すことができるのかなというふうに思いますんで、一時的に空けて給油するということは可能ですけども、ずっと24時間また日の8時間、経営するというような形はちょっと無駄かなというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。はい。

○3番（仲田慶枝君） 能登の災害などやはり災害が多いのを聞きますとですね、やはり、緊張します。で、やっぱり道路啓開には絶対燃料というのは必要になってきますから、このところは私はきちっとやっていただきたいと。なんか長期的な視点持てばちょっと町は危機感なかったかなっていう、希薄だったかなって言わざるを得ない状態だと私は今思っています。先ほどから町長、この配食のこともそうですけどお金には限りがあるっておっしゃいま

すけれど、やはりここは優先順位高いんじゃないのかなと私は考えますので、そのところを今すぐ着手すべきだと思います。なんで補助金申請もしっかりやっただいてということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 確かに議員がおっしゃっているように、遅いということは私も承知をしておりますので、そもそも何のために1番初めにSS過疎地の委員会を立ち上げたんだっということをですね、よく肝に銘じて、なるべく早く結論が出るように進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 最低限の備蓄ですね、今すぐ着手していただきたいということを申し添えて、私の質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時29分

---

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

通告7番、芹澤孝君。

5番、芹澤孝君。

[5番 芹澤孝君登壇]

○5番（芹澤 孝君） では早速、質問に入らせていただきます。

災害対応について。大規模災害において災害救助法が適用された場合、市町が県から委任される事項は、避難所、応急仮設住宅の供与・食品の給与、食料品の供与・被服寝具等の給与及びその他多くの事項がある。次の事項についてはどのように考えているか。(1)建設型仮設住宅の建設と供与についてはどのように考えているか。(2)みなし仮設住宅の確保と供与についてはどのように考えているか。自主避難などで指定避難場に入らない人への支援についてはどのように考えているか。

断水について。災害時の断水対応には、(1) 平常時水道設備の耐震化を積極的に進める。(2) 災害による断水発生後にどのように給水を行うか。(3) 断水復旧にどのように対応するかが考えられる。以上、3事項についてはどのように考えているか。

土砂災害について。当町においては、多くの山裾が土砂災害警戒区域、または土砂災害特別警戒区域に指定されており、多くの土砂災害対策工事が行われているが完全ではない。当局の土砂災害に対する考えが、これまでに文教施設整備計画を推進する上で、整備計画の変更、小学校の統合先への示唆など、少なからず影響があったと考える。土砂災害は対策工事、情報収集を確実に行うことで防災・減災はできるが、現状は対策工事・情報収集とも県次第と待ちの姿勢だが、各施策を行うにもベストのところが見つからない立地条件の悪い町としては、時には町単独で対策工事を行うなど積極的な姿勢が必要ではないのかと考えるが、土砂災害対策については当局はどのように考えているか。

以上です。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな1点目の災害対策についての(1) 建設型仮設住宅の建設と供与について。県は建設型応急住宅の確保として、プレハブ建築協会等の協力を得て建設することになっております。事務の委任がされたときにスムーズに事務が引継ぎるよう県や関係団体と事前に情報交換を行っていきたいと考えております。

次に(2) のみなし仮設住宅の確保と供与についてでございます。県は、借り上げ型応急住宅の確保としては、不動産関係団体の協力を得て借り上げに関する事務の業務を行うことになっております。事務の委任がされたときにスムーズに事務が引継ぎるよう県や関係団体等と事前に情報交換を行っていきたいと考えております。

次に(3) の自主避難などで指定避難所に入らない人への支援につきましては、まずは避難所に避難しない人がどこにいるのかを自主防災会や防災関係機関等と連携し、把握する必要があると考えております。現状としてはマンパワー不足により、指定避難所に入らない人への支援はできないものと考えております。支援物資などは、指定避難場などに取りに来てもらうことになると思いますが、今後自主防災会と相談しどのような支援ができるのか、準備をしていきたいと考えております。

次に、大きな2点目の断水についての(1) 平常時に水道設備の耐震化についてござい

ますが、町では水道施設の根幹となる配水地の耐震化を最優先とし、耐震診断後の結果に基づき、更新を行っております。今年度につきましては、先川浄水場浄水地改修工事を行います。

次に（２）の災害による断水発生後の給水についてでございます。地区に応じて対応が異なっておりますが、基本は水源において大型給水タンクに水を入れた後、軽トラック等で運搬し個々へ給水する予定でございます。

次に（３）の断水復旧についてどのように対応するかという件でございます。被災後しばらくの間は地元の水道業者が中心となり、復旧作業を進めますが、人数的にも水道備蓄資機材のストックにも限界があり、町ではどうすることもできないので早急に災害時相互応援に関する協定を締結している公営社団法人日本水道協会中部地方支部へ応援を依頼します。この協定は、地震・異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水機能を回復できるように、日本水道協会が中心となり、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・福井県・石川県・富山県・長野県・新潟県とが復旧に向けて助け合う協定でございます。今回の能登半島地震においても同様の対策がとられております。

次に大きな３点目の土砂災害についての、土砂災害に対する防災減災の考えについてでございます。土砂災害警戒区域は、崩壊した土砂等によって住民等の生命または、身体に危害が生ずる恐れのある区域を町が警戒避難体制の整備やハザードマップを関係者に配布するといった活動を行うことで、危険箇所を広く周知するために県が指定するものでございます。その中でも土砂災害によって住宅等の建築物が倒壊し大きな被害が生ずるおそれのある区域を特別警戒区域として県が指定するのですが、これはもし落石があった場合でもそれに耐えられる対応力、耐えられる応力のある住宅であるかを審査することや、危険な区域に家が建たないようにすることが主な目的であり、特別警戒区域に指定されたからといって対策工事を行うというものではありません。対策工事を行うためには、危険箇所の範囲を区域指定し、その範囲を保全する施設を建設することになりますが、区域指定には県知事の法定事務になります。仮に町がダムや擁壁を建設したとしても、危険箇所の範囲に法による規制がかからないこととなりますので、対策として不十分です。また県事業でも行ってもらえれば、町の負担は非常に少ないため積極的に要望を上げているところですが、議員がご指摘のように、文教施設建設を検討している土地の裏山の対策工事を先行させるといったことができればよいのですが、現実的には厳しい状況です。かといって県事業を待たず町が独自に調査を行って対策工事を行うことは不可能ではありませんが、県の仕事を町が自己資金で行うのは本来

の姿ではないと思います。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） まず建設型仮設住宅についてですけど、災害救助の手引令和5年4月、静岡県福祉部によればですね、県知事の事務委任では、本県では、災害救助法が適用された災害が発生した場合、災害救助法13条第1項に基づき避難所等の設置に係る事務を速やかに市町に委任することとしています。委任事務にはですね、避難所の設置飲料水の供給など何項目かあるわけですけど、応急仮設住宅も入ってるわけです。国はこの通達で大規模災害時スムーズに委任事務を行うには平常時よりですね、県と市町が各事務、委任事務について事前に積極的に打合せを取決めて行いなさいと、話し合いをね言っているわけです。さっき町長も打合せ、事前に話し合いをする、していくとは言ったけど、どうなんですかこれ今もう既に始められてるって、行われてるんでしょうか。事前にこういうことについて。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 実際に静岡県とは、市町へ委任するですね基準や、またどのような場合にするのかとかですね。委任された場合の市町の具体的な業務内容は何かというところをですね、事前に意見交換を行っております。その中で、特段取決めた事項等はございません。事務が委任された場合なんですけど建設型応急仮設住宅の業務に関しては、県の静岡県応急的な住まいの供給等に関する事務の手引き、こちらを参考に業務を進めることになると思いますのでその中で取決める必要があるという項目がございましたら、協議していきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 分かりました。それでですね静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱でですね、第4、応急仮設住宅設備計画の策定ではですね、市長・町長はですね毎年第5の応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳の建設可能個数及び第9の応急住宅の届出件数を踏まえ、様式1号による市町応急仮設住宅整備計画を策定し、知事に報告するとなっております。この様式第1号による市・町応急仮設設備計画の第4応急仮設住宅のところですね、応急仮設住宅建設可能戸数が応急仮設住宅必要戸数を下回る場合の対応ってことが書かれてるわけですね。これですと、このことは必ず報告する、記載して報告しなさいよってことになってるんですけど、これ当町の場合は建設可能戸数が52で建設必要個数300となって必要戸数をもう下回ってるわけですね。ということは、これは当然、どういう取組みどういう対応を

しているかってことを県に報告しなければならないわけですけど、これは毎年どのような問題解消・解決に向けて報告その取組をしてるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） その報告としましては、町有地として確保できる用地のほとんどが津波浸水深1メートル以上の場所か土砂災害警戒区域のため、安全な用地を確保するのは非常に厳しい。そのため町では現在、堂ヶ島温泉旅館組合と締結している災害時避難所施設使用に関する協定を締結済みで、町内六つの民間ホテルを応急仮設住宅の代替として使用することも検討しており、使用できる部屋数や収容人数についても調査を行っていると回答しております。一応今の取組としましては、堂ヶ島温泉組合さんと令和6年度から大型宿泊施設事業調査会議という組織を設けまして、災害応援協定の内容の見直しや食料等のローリングストックなど、そういった情報交換をしながら今後どのような形で対応していくか協議を進めているところでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 分かりました。だけど建設型の供給が間に合わないっていうかもう切羽詰まってないから、本当に真剣に取り組んでないか、知れないけど、これはやっぱ無理だということですかね。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。この件はですね、多分3月の誰かの一般質問で丸々同じことを答えているかというふうに思いますけれども、なかなか町内には平らでそういった有効な土地がありません。ですので、先ほど課長が答弁したように、堂ヶ島温泉旅館組合さんと協定を結ばせていただいておりますし、今7市6町の首長会議のときなどですね、当然伊豆半島南部の各自治体は同じような状況なので、伊豆の国市の市長さんがですね、もし南部のほうでそういったことであれば、伊豆の国市内の平らな土地を提供して仮設住宅をつくるかですね、そういったものも広域で検討する必要があるだろうというようなお声掛けも頂いてい中でございますので、ただできないものはできますなんて格好いいことを言わずにですね、できませんのでどこかお手伝い頂けませんかということで現実性のあるものをですね、私たちは整えていく必要があるんだろうというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、西伊豆町地域防災計画の資料編156ページにですね、仮設住宅の建設限度額を262万1,000円。平均建坪9坪29.7平方メートルと記載してあるわ

けですけどね。これに対して、この静岡県の災害救助の手引き令和2年度の基準額はですね、建設仮設住宅の一切合切の含めた建設費なのか、628万5,000円なんですね。それで規模は地域の事情・世帯構成数等に応じて設定することになっているっていうことになってるわけですけど、この違いはどうしてでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちらの地域防災計画では、平成27年4月現在の数値ということで、262万1,000円を計上しております。その期日のちょっと違いがあるのかと思います。ご指摘の静岡県の災害救助の手引きに記載しております金額628万5,000円につきましては、令和4年5月24日告示の災害救助法施行細則による救助の程度等の最新情報でありますので、その基準に合わせたほうが今後よいと考えられますので、今後計画、地域防災計画を見直す際に修正をしていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、静岡県は基準額628万5,000円としているわけですけど、これってのは東日本大震災の時点でもう既に600万以上かかっているっていうことが出てるわけですね、データとして。今日の建築費の値上がりからすればですね当然この628万5,000円でも当然間に合わないと思われませんか。平成30年ですね、北海道胆振東部地震にいたってはですね、断熱設備の費用がかかり仮設1棟1万2,000円かかったって話もあります。このように僅か9坪の仮設住宅を建てると言ってもですね、大変な費用がかかることを考えるとですね、特に高齢者が多い当町ではですね被災した場合、国庫補助があるとはいえですね、建設費用を負担を考えるとですね、個人で住宅を、自宅をですね、新築または再建の意欲ある人がどれだけあるか疑い、疑われるわけですけどそれで建設住宅とも仮設にしてもみなし住宅にしても、いずれも入居期間というのは原則2年間であるわけですね。それとこの今回石川県では住宅型プレハブ住宅のほかにですね、長屋型木造応急仮設住宅と一戸建ての木造応急仮設住宅を建ててですね、長屋型戸建風等に入居期間終了後は市営住宅にするということ言ってるわけですね。そうすると入居期間終了後、今公営住宅として格安で賃貸すればですよ、再建を諦めた人には大変な救済になるわけですけど、それに対してですねもっと建設的ところで東日本大震災のときですね、建設は原則的には県で、大規模震災で市町に委任されることになるわけですけど、東日本大震災のときですね、岩手県町田町はですね国県の判断を待たずですね、被災後11日後、町独自で仮設住宅を決めて93戸建設したって例があります。このようにこれも事前の準備があつて検討を既にしていたということで

す。だから最初から高級住宅を建てるか仮設を2年過ぎた時点で町営住宅に切り替えるなどいろいろな方法あると思いますけども、被災者についてね1番どれが良いのか、事前に調査研究をしてですね頂きたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そのときの災害によってどういう状況なのかということは変わってくるというふうには思いますけれども、地震津波が発生してそれこそ防災ハザードマップに書いてある浸水想定区域に全て津波が来てしまった場合はですね、なかなか建てる場所もなければ、資機材もない人もいないということで難しいんだろうというふうに思いますけども、小規模な災害であれば、今空き家になっているとか今賃貸で貸しているところを一時的にお借りをしてというような対応はとれるんだろうというふうに思います。ただ制度自体が国県のたてつけのものを私たちは、事務を行っている手前もありますので、今後国県にですね災害の状況によって柔軟に対応ができるように制度を変えてほしいという要望はしていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にみなし仮設住宅についてですけど、このみなし仮設ではですね、家族状況に応じた民間の住宅を県が設定した家賃以下で借りて、被災者に供給しですね家賃と必要経費は国県が払うことになるわけですけど、条件の良いところに入るってということで、設定家賃の超過分個人で負担するってことは認められないわけですねあくまでも、県が設定した家賃以内のところに入りなさいよということですけど、しかし被災者自らが探して申請することもできてですね、立地条件の選択幅が広い、コストが新たに建築するプレハブ住宅仮設住宅よりコストが広く抑えられる一般の賃貸住宅を利用するため、プレハブの仮設住宅より快適だ。建設用地確保の必要がないなどのメリットからですね、東日本大震災をきっかけに賃貸住宅を活用する、みなし仮設住宅が主流となったということです。あの仮設住宅の7割以上はもうみなし仮設住宅だということです。静岡県も全国及び県内の不動産関係民間団体と協定を結びみなし仮設に供給に備えていますけど、対象地域は県内外となるわけですけど、人口流出と地域社会の崩壊がこれは懸念されるわけですね。また、当町のような人口減少の顕著な地域においてはですね、活用できる賃貸住宅のストックが少なくですね、活用は限定的と思われる。静岡県応急仮設住宅早期入居プランはですね、推進要綱における借り上げ住宅件数では何件でしょうか、また必要戸数は幾つか、また借り上げることから委託される場合ですね、不動産関係者の協力を得て借り上げるとしているんですけどこのことは

町が中心になって進める事業でありですね過去において、被災市町村ではですね進め方が分からず抄らなかつたっていう例があります。また東日本の場合は後になってですね、個人で探してきた物件も対象とするっていうことでまたいろいろ煩雑っていうかごたごたしたっていうことがあったということを知っています。であるから事前にですね、この事務手続についてもですね研究して対策マニュアルもつくるべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 前段の借上げの住宅届出数の関係ですが、こちらにつきましては令和6年1月末現在で、西伊豆町内の借上げ住宅届出件数は0件であります。また借上げ型応急住宅取扱い業者につきましても0件で、また当町のほか松崎町さん・伊豆市さんも含めて申出等はございませんでした。応急借上げ住宅の必要戸数は最大で424となっております。後段の部分になりますが、応急仮設住宅への早期入居を実現するために静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱では、事前に宅地建築取扱い業者の申出や借主の届出を行っているわけですが、現状では取扱い業者の事前申出や住宅の事前届出も当町では全くないという状況ですので、今後不動産関係団体や業者への働きかけについては検討していきたいと考えております。それでまた空き家や、空き家についてだと事が起きてみないと分からない状況でありますので、マニュアル等をつくることは今のところは考えておりません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これはみなし仮設が今は主流だと言われてるのに当町の場合は全くないってことは、町が崩壊しないでもいい、喜ぶべきことなんだろうけど、ちょっとこれはどう思いますか、町長。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） とても難しい考え方でございまして、事前にみなし仮設となり得る場所を確保しておけということになりますと、事前に空き家を把握し、なおかつそれを空いてる状態で維持し続けるということと同義語かなというふうに思います。ただアパートを運営されてる方はなるべく入居率100%のほうがいいわけでございますけども、みなし仮設用に空けてくれっていうことになりますと、当然その家賃収入が入ってこないということにもなってきますんで、あえてうちのほうでみなし仮設になり得る空き家ということになると今既に空き家になっていて空き家バンクに登録されているとか、不動産屋さんには情報が上がっているものをですね、最終的にはみなし仮設としてご入居頂くということで対応するほうがよろしいんだろうというふうに思います。ただそうは言っても、その建物が確実に災害のとき

に被害を被らずに使えるかということこれはまた別の問題になりますので、なかなか浸水想定区域内に人口の6割以上が住んでいる西伊豆町としては難しいと。ですので、先ほど申し上げましたように7市6町の首長会議の中では、被災する可能、特に津波の被災する可能性が低いであろう伊豆の国市さんがですね、うちの町内の土地を提供するという事は可能だろうとおっしゃっておりますので、もうそこに新しいものを建てる、もしくは市内にある空き家もしくは空きアパートなどをみなし仮設として一時的に利用させていただくということのほうは有効性は高いんだらうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 避難所に入らない人、支援についてですけど、えっとですね。たしかこれ今年2月の新聞だったと思いますけど、夫が89歳、妻が86歳で糖尿病の持病があり足が悪い、トイレや着替えが避難所では難しいとして居間から隆起、廊下が津波浸水、断水中の自宅に避難したと避難中というですね、そのほかに最近の例として祖父母・両親・子供、2人、6人家族でですね、両親・子供は、4人は仮設住宅に入居できたけど1家族仮設住宅一戸っていう決まりがあるそうです。そうするとこの祖父母は入れなかったということで、自宅の車庫を改装して自宅避難中だということがありました。自宅避難っていうか避難所に入らない人っていうのは、結構いろいろな理由があって入らないわけですけど、被災した自治体の多く避難所ではですね、2次避難の対応に追われですね、直後、避難者、在宅避難をする人がどの程度いるか実態の把握が進まないのが実情でですね、そして被災直後の穴水町はですね、個別訪問は予定していない、マンパワーに限界があり、住む家を失うなどした人たちの支援を優先せざるを得ないとしてるわけですね。今回の地震では自治体により調査、個別、調査・個別の対応にばらつきがあるわけですけど、このように在宅避難者には支援が届きにくくですね、なかなか調査できないからですね、災害支援に関連死につながりかねないというので、物資や医療の支援につなげるとともに必要であれば安全な場所に移ってもらうっていうためにはですね、この実態把握っていうことは急務なわけですよ。それでも珠洲市では1月16日以降応援自治体の力を借りて、全世帯の巡回を始めた、ほかの自治体の言及がないことからこの周辺自治体ではこれが最も早い実態調査っていうことになると思います。でもそれでもですね、その間在宅避難者は2週間以上は危険にさらされていた可能性があるわけですね。防災計画の避難所以外での滞在への配慮ではですね、町は市町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対して必要な生活関連物資・保健医療サービス・情報の提供・生活環境の整備に努めるとしてるわけですけど、ごく当たり前のことが計画されてるわけで

すけどこの内容では被災者にとって、十分な支援が行き届、行き届かないことは目に見えてるわけですね。そこで国はですねこの6月に避難者の状況を把握する方法やですね、在宅避難者の支援の拠点の在り方車中、車中泊避難者の支援についての報告書を出すとしているわけですね。これを参考すると、参考にするとともにですね、これまでの事例を情報収集してですね、西伊豆町の実情を考慮した深度化した検討し行い、避難所に入らない方の支援のガイドラインなりマニュアルを作るべきだと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 四角四面のマニュアルをつくるということは可能なんだろうというふうに思いますが、それが本当に災害時に有効かという私はちょっと有効ではないのかなというふうに思います。これは今まで芹澤議員が今日質問されてるように、国県はいろいろみなし仮設であるとか何とかというものは、多分マニュアルに沿っていろんなものを出してきてるというふうに思うんですけども、やはりそこにここに照らし合わせると不備が出るのと同じようにですね、災害の状況またその場その場で対応を変えなければいけないんだろうというふうには考えております。ですので、あえてマニュアルを作ったからこのとおりにやらなければいけないということに陥るとそれはそれで問題になるかというふうに思いますんで、なるべく人々に寄り添った形の対応をすることが必要だろうと。冒頭おっしゃったように80歳とか90歳の方が孤立されて糖尿病を患ってっていうことであれば当然、どちらかに移っていただくとか避難所に行っていただくよりも、福祉施設に行っていただくように誘導することのほうが筋だというふうに思いますし、また1家族1棟しか入れなくて4人入居して2名の方が入れないということだと、またそれ本末転倒になりますんで、先ほどの仮に60万というみなし仮設の上限があるとすればですね、平たく1か月10万で考えれば、60月分の家賃として使えるわけですから、うまくこれを使って違うところで家屋を設けてくださいということも柔軟に対応すればできるんだろうというふうに思います。ただここをかつちりとマニュアルをつくってしまいますと、そこから一歩踏み出すことができなくなりますんで、そこはケースバイケースで対応したほうがよろしいのではなかろうかというふうには考えます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次に断水についてお願い、聞きます。平常時におけるですね、水道設備の耐震化ってことですけど今回は能登半島の地震でですね自宅には住める状況ですけど、断水のため避難所生活を続ける、仮設住宅が建ったが水道は断層で使えない状況はまだ続い

ており全面復旧とはなっていないわけですね。復旧が遅れている要因は道路の寸断作業員の宿舎がないなどが最も大きな要因がありますがもっと大きな要因は耐震化が進んでいなかったことであるということです。当時の被災直後氷見市上下水道課の課長が、今回の地震においては耐震管の漏水事故が発見されておりませんでしたので、耐震化することは非常に有効な手段だと考えております。と発言しているように、耐震化するのは断水に最も効果のある対策だと思うわけですが、当町の場合、水道ビジョン計画ではですね、管路の更新事業を効果的に実施していく必要があるとしながらですよ、区間管路の国の指示目標 2025 年で 54%に対して、現在 17%なわけですね。耐震化計画は 2027 年度のみで 2038 年以降に耐震化管路の耐震化を再開するとしており、これはこの計画で国の耐震化率には全く追いつけないわけですね。老朽化布設替工事でもですね、2020 年以降計画されておらずですね水道の耐用年数 40 年過ぎても環境により十分使えるので投資の無駄を省くため、実情に合った更新をしてみると言うて更新には消極的なわけですね計画では。しかし一度災害が起きればですよ、耐震化が進め、進めなかったことで、損傷を拡大しそれに対応する経費負担・人的負担を増すことになりですね、断水による不自由な生活の長期化を招くことは間違いありません。今回の輪島の大火災も消火栓の断水により消火、初期消火が遅れたことも大きな要因とされていること。また能登半島で断水の長期化により住民に不自由な生活を強いられただけでなく生活の拠点の変更を迫られていることがある。現状などを考えればですよ。耐震化事業の費用対効果が高いと言える。災害によりですね被災した場合、復旧に時間がかかる配水地の耐震化を優先させることはですね、理解できますけど、管路の耐震化は一朝一夕にできるものでなく毎年こつこつと進めていかなければ、能登半島地震の二の舞になることは明白です。当町の工事力を見れば単年度で進捗できる距離は限定的と思われ、予算はそんなに大きなものにはならないと思います。国庫補助等一般会計と水道事業債を組合せたですね、水道管路耐震化事業に関する地方財政措置を財源としてですね、管路の耐震化を配水地耐震化と同時進行で行うこともできると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） まず管のですね入れ替えでございますけれども、補助があればですねよろしいわけでございますけれどもこれもどなたかの一般質問にお答えしてると思いますが、西伊豆町はその補助の対象外でございます。今年から水道料金に関しましては若干上げさせていただきますけれども、まだその金額ではそもそも補助のところに行き着かない。多分、今の料金の 3 倍ぐらいですね月の料金上げるとかそういうことになればですね、いよいよ

よ国・県も手出しをしてくれるという状況ではありますが、今の西伊豆町の料金ではそもそももうそれに見合っていないということがまず1点。それと輪島は確かに断水もあったかというふうに思いますが、火を消せなかった要因というのは、津波の警報が出ておりましたので、所が津波の警戒区域に入っているところは活動ができないということで、消火にも当たれなかったという事案がございますので、全てが断水していたということが理由ではないんだろうというふうにも思います。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時21分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今、さっき耐震化について補助金がないってちょっと言われましたけどこれ探したらあると思うんですね。この国庫補助と一般会計からの繰入れとそれと企業債・過疎債のあれを組合せたねことの事業で行う国庫補助ってのは地方財政措置っていう中にたしかあったと思いますけどその辺をもう一度確認していただきたいと思います。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。昨日、浅賀議員の質問にもお答えしましたけれども、こちら国庫補助については、国のほうに、県のほうにも何度か確認をしております。比較的、西伊豆町みたいに地下水を利用しているところっていうのは供給単価が物すごく抑えられていて、そういった自治体っていうのは対象にならないそうです。こちらについては何度も確認しているんでそれは間違いないです。あとですね、起債についてですけども、起債を起こした場合、企業債の利子を含めた償還も重なり特に営業的なものを支出している3条収支というのがあるんですけどもそちらで利子をお支払いするようになります。そうしますと結局、経営を圧迫しまして、また料金を上げなければならないということになるので簡単に起債を起こすこともできないと思われま。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ちょっともうその辺も少しなんかもう、何とか議論の余地があると思

うけど、先に行きます。水道ビジョン計画では、旧賀茂村の管路の耐震化ってのは計画ってのは全くないわけですね。これ利用者からの優先度から見た結果と思われるわけですけど、旧賀茂村っていうのは簡易水道なわけですよ。この管路耐震化についてはもう旧簡易水道っていうのは、管路耐震化事業について大きな補助が受けられるって思うんですけど。この水道事業のね、財政負担を軽くするために排水耐震化終了の令和9年、19年までは賀茂村の簡易水道の耐震化、上下水道を先にやると。簡易水道ね賀茂村の、旧賀茂村ですよ。ていうことはどうなのかなあと、ということは今年度よりね、この簡易水道の耐震化について南海トラフ地震防災推進対策地等であることを条件にですね財政力指数に応じて補助率4分の1、3分の1、2分の1の補助が行われるっていうことがあるわけですね。このような補助金を利用できないのか、この補助金を利用して、先に旧賀茂村の耐震化を進めたらどうなんだというんですけど。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。こちらの件につきましても昨日町長の答弁にございましたけれども、西伊豆町は対象外となっておりますので補助金を使うことはできません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 何で対象外なんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） こちらについては3月議会で堤議員にもお答えしました。昨日、浅賀議員にもお答えしましたが補助金の要件として給水原価や供給単価等があり、西伊豆町の場合は全国平均より低いため経営に余裕があるとみなされ対象外となります。補助金を求める前に料金を上げて、それでも無理なら補助金を出しますよという考えです。ですとこちらに基づきますと、西伊豆町というのは対象にならないよということです。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この補助事業っていうのは、今年度から始まったわけですよ。それで対象外だってどうして分かるんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今年度から始まろうが10年前から始まっていようが該当しないと言われれば該当しないわけですね。ですので、料金が全国平均よりも低い。今課長申し上げましたけども、だから私がさっき3,000円ぐらいまで上げれば可能性ありますけど、今とてもじゃないですけど1,000幾らを3倍は上げられないですよ。っていうことなわけですよ。そ

のぐらい今のところ優良企業の水道事業をやっておるわけで、とてもじゃないですけども住民の負担が多過ぎてこの管路のですね耐震化するには、それ以上のお金を住民から求めることができないような自治体には半分補助をすることによってというのが、今年からできたとかできないとか、そういうお話でございまして、そもそも県内では3箇所ぐらいしか該当していないので、西伊豆町はっていないということです。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今年度から設けた南海トラフ防災対策推進事業の対象の地域に対して交付するっていうふうに、じゃあいつこれを確認したんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） 今年の4月から厚労省から国土交通省へ配置替えがありましたので、その中で細かい補助金については見直しがあったそうです。それで新たに4月1日からということによって公表しました。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 断水発生後の給水についてですけど、防災計画でですね緊急時の給水計画とあるが単なる指針としか思えません。例えば道路寸断橋梁流出による上下水道の損壊箇所の復旧は生活・環境によってできなければ水道事業者に頼むってことになってますけど、重要なのが復旧までの給水をどうするかですけど、応急給水フローチャートなるものはあるけど給水車3台、仮設配管が簡単に手配できるのか。机上の空論にしか思えないわけですけど。上下水道がですね、損傷し全く上水道が使えなくなった場合、各地区にどのように水を確保するかですね。道路が寸断し給水作業ができない場合、船舶による海上輸送の検討などをするとともにですね、今回の能登半島の地震から多く学びですねあらゆる被害想定をですね、復旧までどのように給水するか被害想定マニュアルが必要なのではないかと思いますんですけど、どうですか。このようなものをつくる考えはないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。あらゆる被害想定を考慮しておりませんが、平成28年度に作成した災害時給水対策マニュアルがあります。しかし議員のおっしゃるとおり現実に即していない面が多々あるのは事実です。特に地域防災計画の応急給水活動フローチャートにつきましては修正していきたいと考えております。そして浅賀議員にもお答えしましたが、町職員も含め自主防災組織と一緒に給水訓練できるよう給水場所に分かりやすい簡易マニュアルを置き、有事の際は対応できるよう訓練する予定です。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次に断水復旧にどのように対応するかなんですけど、西伊豆町防災計画ですね、共通の29ページにライフライン事業の復旧に関する計画としてですね、ライフライン事業所は、災害発生時に円滑な対応が図れるようにライフラインの被害状況の予測把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。またライフライン施設の緊急復旧に関して広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとするとしているわけですけど、上下関係の被害想定及び緊急供給の供給はできているのか。また水道事業者間による広域の応援体制っていうのは構築されているのか、その辺の応援体制ってのはどのようなものなのか、もう一度お願いします。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。その際の町の上下水道関係の被害想定及び緊急供給計画等は特にはないんですが、先ほど町長の答弁にありましてとおり町でできることっていうのは本当に限界がありますので、日本水道協会中部地方支部と災害時応援、相互応援に関する協定を結んでおります。そして災害時相互応援に関する協定実施要領を整備しております。こちらに基づいて応援が必要な場合は、西伊豆町は日本水道協会静岡支部・東部ブロックに属していますのでブロック長の沼津市へ連絡します。その後、日本水道協会静岡支部が中心となり、県内各地方全国に応援を要請し給水車などによる応急給水対応や漏水調査、復旧作業資材提供などが行われます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） はい、分かりました。今回の能登半島地震ですね、断水の復旧が進まない理由は幾つかあるわけですけどその中でですね、水道管の管理図が正確でなかったっていうことで作業効率が悪いってことが指摘されています。これはかつて住民からの情報によってこの管理図がつくられたことによって状況と現状が異なってるっていうことによって発生したわけですけど、このようなことについては当町の場合は水道管の管理図が正しく整備されてるでしょうか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。企業課には水道台帳というものがございます。そして実際に修繕で掘って見たら台帳には記載されていなかったけれども、管種や口径が違うということもありますけれども管理図や工事や修繕の結果を踏まえて毎年更新しております。配管の箇所については、かなり正確に記載されていると思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、石川県の珠洲市では5月21日現在で、まだ約1,290戸で断水が続いているわけですけど、この多くはですね宅地内の配管損傷により水が出口が出ない、宅地内断水なわけですね。宅地の配管修理っていうのは個人が業者に依頼して行うわけですけど、断水件数が多くて修理待ちが何か月になると報道されています。これに対してですね、石川県は地域外業者を活用し問題解決を目指すためにですね地域外の業者の移動に係る燃料費1台1キロ当たり28円と、人件費1人1万3,200円、宿泊費1泊9,800円を補助することを決めましたが、修理の工事費はあくまでも個人負担としているわけです。宅地内の配管工事っていうのは個人負担としている自治体がほとんどですけど、当町も西伊豆町給水、町水道事業給水条例で整備されていますけど宅地内の配管工事は個人負担となっているわけですけど、そこにただし書きがありまして管理者が認めるときは工事費用を一部または全部を免除するっていうことになってるわけですね。今回のように大規模災害が起こった場合にはですね、災害救助法の応急修理補助は出ますけれども家屋全ての修理を賄えるわけではないわけですね。被災者の負担を減らすためには、関係者が認めるとするのが妥当だと思う、思いますけど、大規模災害の場合はただし書きの工事費免除を認めるべきだと考えますが当局の考えは。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。震災後は水道管路だけが被害を受けていないので、その災害状況により管理者が判断します。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ただし書きの件は、有効だっっていうか認められるってことですか。だから宅地内のね損傷、個人宅内の給水配管は、大規模災害の場合は町が持つということではないわけですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） そのときの災害に応じてですね。例えば水道管だけが壊れているんじゃないと思うんですよ。そうした場合、副管理者が判断するんですけども、水道管だけを修理しても水っていうのは使えませんので、その辺も含めて管理者がそのときに合わせて判断して、免除するとかしないとかっていうのを決めます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次に土砂災害についてですけど、令和3年の3月、3月発行の最新の

ハザードマップでは土砂災害警戒情報として町内各地区の急傾斜地の崩壊、土石流の警戒情報が掲載されている中で、急傾斜地崩壊の特別警戒区域のレッドゾーンが、多く示されているわけです。レッドゾーンの指定があると県の静岡県GISの土砂災害情報に照らし合わせるとですね、ほとんど町が指定したハザードマップ上で指定したレッドゾーンは、静岡県GISの情報だとレッドゾーンになってないわけですね。特にこの問題としたのがですね、田子小学校裏山は、県GISではイエローゾーンであってレッドゾーンに指定されていないが町のハザードマップでは、レッドゾーンに指定されているということである。急傾斜地崩壊のイエローゾーンとレッドゾーンは法的に扱いが全く違いですね。イエローゾーンでは、避難と危険の情報提供を目的としますが、レッドゾーンは桁違いに危険が増し住民の安全を確保するため、多くの建築中、建築上の制限を受けるわけですね。今回こども園候補地を選定するにあたってですね、この文教施設準備委員会ではですね県は、当面当該地区をレッドゾーンにする予定はないとの情報が示されたわけですが、ハザードマップ上で既に情報、土砂災害レッドゾーンが示されていることがですね、文教施設準備委員会に影響を与えたことは否定できないと思います。このようにですね、町の政策に影響を与えるまた住民またハザードマップを参考に安全行動としうる生活設計もする大変重要な情報元であるわけですね。東日本大震災における大川小学校の訴訟ではですね。町政策のハザードマップの正確さが論点となっていたことから分かるように災害の芽を摘むためにも町はハザードマップの適正化をする義務があります。存在しないレッドゾーンもこのままで掲載放置していくのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。この防災ハザードマップを作るに当たっては県の担当とすり合わせてつくっておりますので、県の意向または方向を入れてあります。逆にそれを待たがために、若干この発行が遅れたという事実もありますので、ここに載っている情報は間違っているとは町は考えておりません。ただ実際に今、芹澤議員がおっしゃったように、県が公表しているGISではレッドになっていないところが西伊豆町のハザードマップでレッドになっているということに関しては承知をしておりますが、これは今、大川小学校の例を挙げましたけれども危険であると県が言っているにもかかわらず、町がイエローで示しているのであれば、おしかりを頂いてもしょうがないかとは思いますが、逆に県がイエローのところを町がより危険だということで赤を示すということはおしかりを受けるのではなくて、よくこういう言葉で出したなというふうに褒められてもしかるべきではなかろうかというふ

うに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 大川小学校の場合を例にとって言いましたけど、その場合、レッドゾーンになってるってことは田子小学校の場合は正常バイアスがかかって安全の方にふれるってことでそれはそれでいいと思うんですけど、しかし文教施設をつくるってことで政策、町の政策に影響を与えるってことはねいかななものか、それと現にこれで議事録の中でね、委員長が砂防課に確認したけど、当面ここをレッドゾーンにする予定はないと言ってるわけですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今議員がおっしゃったのがどこのことを言ってるのか分かりません。田子のことを言っておられるのか分かりませんが、当然仁科の小山が、もそうです。県が数年後にレッド指定をするということを私たちは言われてセットバックしたものを一度議会のほうにはご提案したかというふうに思いますが、いまだにレッドは指定されておられません。ですからそれが政策に影響を及ぼしたといえ、確かにそのとおりだというふうに思います。ただ町としては、後ほどレッドに指定される危険性のあるところにあえて建てるということは判断的にはできないわけでごさいます、レッドに指定される可能性があるのであればしっかりとした対策のもと建てるという方向に行くのは当然だろうというふうに思います。ですから田子も今の時点では指定する用意がないと県がおっしゃってるのかもかもしれませんけれども、当時私たちがこれをつくるに当たって交渉していた団体ではレッドの指定という方向で進んでいたわけですから、それに進むということは県は危険だということを把握しているので、町にそういうものを言ってきているというふうに把握をしておりますから、県が指定しないからそれは政策の判断におかした影響を与えたという言われ方をすればそのとおりかもしれませんが、当然私たちはあらゆる危険については排除したいというふうに思いますので、その判断は間違っていないだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 論点がちょっとずれちゃったんですけど、レッドゾーンはこのままだってことですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然県がレッドをかけているにもかかわらず、うちがイエローで直さなければいけないという事案の場合は、当然私たちは直さなければいけませんけれどもこの

マップをつくる上で県と交渉して県はそこにレッドというふうに言っていたわけですから、いずれの時点かで多分レッドはかかるというふうに思いますので、あえてこれをもう一度イエローに戻すということはする必要はないんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） えっとですね、今度田子小学校の跡地のことですが、田子小学校跡地はですね、地震津波に対して校庭は緊急避難場所、校舎・体育館は避難場所として町が指定して規模はですね田子地区の最大で、ホームページ上にも津波・地震・災害に対応した避難場所・避難場であるって公言しているわけですが、土砂災害の原因を今は大雨ばかりに転化しがちですが、昨今は大きな地震では山津波などで土砂災害を引き起こすことが当然となっているわけですし、まして南海トラフ巨大地震が西伊豆町の場合、最大震度6強が予想されていることからですね、地震に対して田子小学校跡地は安全なのかということは疑問が持たれるわけですね。田子小学校跡地の裏山はですね、土砂災害の種類としてはですね、急傾斜地崩壊危険区域、イエローゾーン指定なわけですね。それと急傾斜地崩壊危険箇所でもあるわけですね。これは何か建設する場合、静岡県建築基準条例の10条、通称崖条例の対象になるわけですね。崖条例ってのは、崖のかた30度の勾配を超える部分については、その下から最高部までは2メートルを超える下端から水平距離ががけの高さの2倍以内の位置に建築物をする、建築する場合は、がけの形状もしくは土質、建築物の位置、規模もしくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならないとしてるわけですね。それに対してのこのただし書があって、堅固な地面と斜面のがけ、または特殊な構造もしくは工法によって保護されたがけで、安全な支障がないと認める場所。崖下に建築物を建築する場合において、主要構造物を鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート造とした建築物で、崖崩れ等に対して安全であると認められた場所になってるわけですね。田子小学校の建設っていうのは、昭和58年3月ですからこの崖条例っていうのは、昭和29年4月1日に施行されるわけですから当然田子小学校ってのはこの崖条例をクリアしてるわけですね。ということはこの田子小学校の場合、鉄骨鉄筋コンクリート造、相対する裏山崖はコンクリート擁壁一部コンクリート吹きつけがなされておりですね、山側、山側校舎終端から体育館に向けてはですね、のずらずみの石垣に岩ずれがなされ建設当時は安全だとされたわけです。しかしですよ、県も言っているようにもう年月の経過とともに土質の変化・コンクリートの劣化・その他周囲の環境変化によるですね対策工事により十分な安全が未来永劫担保されるわけではないって言うてるわけですね。だから定期的に安全調査をなさいよってことを言うてる

わけです。避難場所・避難場として存続させるにはですね。大雨により急傾斜地崩壊により地滑りが起きた場合、安全なのか、校舎の建物で土砂を受け止め切れるのか、早急にですね、県に調査依頼をすべきではないかと思えます。それで、仮に追加の対策工事が必要となればですね、早急に県に要望し対策工事を行うか県による早急対策も望めないならですね。町単独の災害対策工事が行く、町単独の災害対策大規模工事が行われてない田子地区においてはですね、町単独の対策工事を行い、避難場所・避難場を確保するべきではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 一般質問通告がですね、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されたからそこを工事しなさいっていうのは、そういう質問の趣旨かなと思って町長のほうはそのような答弁をしているところです。しかしながらこの田子の小学校の裏山のことについては先ほど町長から答弁したとおり、今のところまだレッドゾーンが指定されない見込みだよというところなので、そこを仮に急傾斜地の工事でやろうとすると非常にハードルが高くだろうなということが想定されます。ましてやそこを町で工事するっていうのは、ちょっと難しいと。芹澤議員がおっしゃたようにですね、ちょっと切り口を変えて急傾斜事業じゃなくてですね、建物に対して、危険なげがある。そこを対策するっていうことは、急傾斜事業じゃない別の事業でできる可能性はあるんじゃないかなというふうには思います。ただ1点やっぱり既に建物、例えば住宅があるからその人たちが危険だから工事をやりたいですっていうような補助の申請っていうのはすぐ通ると思うんですよ。ただ今まで学校として使っていた校舎があって、そこ避難所なんだけども仮にですよ、ほかの用途で提案して使いたいというような場合でそこを工事の補助金くださいっていうとやはり今は困ってないでしょうと、だから今困ってる人のために補助金を使うっていうのが優先順位的にはそういうふうになっちゃうと思うんですよ。なのでその利用用途を本当に補助避難所としてそこをがっちりやりたいから補助金申請したりとか、そういうちゃんとした道筋ができるのであれば、可能性はゼロではないと思います。ただ先ほど議員がおっしゃったように学校建設したときにあそこ一部コンクリート擁壁なりモルタル吹付っていう対策工事をやってると思うんですよ。それはなぜやったかというやっぱり崖条例の関係があったからという理由だと思うんですけども、今町のほうでですね、危険というふうに考えているところについては、その上の地山が露出してあるところから、過去にも落石があったという事案があったのでやるとしたらそこなのかなというふうに考えておりますけども、その当時、そこをやらなかつ

た理由ってのもあるんだろうなとは思いますが。民有地なんで用地買えなかったとかね。なので、確実にできるってような回答できないと思うんですけども、急傾斜事業でない、ちょっと切り口を変えたやり方で検討するというのはできなくはないのかなというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） よくわかんなかったんだけど、切り口を変えてってことは検討することですね。いや、まずはどうするかっていうか、県に調査依頼するか町で調査するか、安全をまず確認して、それからっていう話じゃないですかね。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 現状レッドゾーンには指定されていないんですけども、もしレッドにしたら、するとしたらこのエリアだよっていうのは情報としては町でもらっております。で、校舎に影響があるかないかっていう話で言いますとね、その崖地条例で施工したと思われる範囲のところ、校舎に影響があるんじゃないかなかっていうレートゾーンがちょっとか触るか触らないかぐらいのところがかかっていると。それが県の調査結果なんですよ。なので校舎の正面玄関から体育館側に石積みがありますけども、あそこは危険なエリアではないというような調査結果が出ています。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） やりっ放しにしないでできるだけ早急に対策をたててもらいたいと思います。次にですね、グラウンドの擁壁はですね石積み擁壁で周囲をですね、コンクリート枠で補強されてるわけですね。それで海側の2分の1ってのは、俗に言う間知石積みで見た目は大変丈夫そうに見えるわけですけど残りの2分の1が自然石の野面積みですね。素人目にはこの石積みのまずめ石が十分なのかっていうか、隙間が随分大きいように思われるわけですね。裏側にコンクリートを使用してないでこの空積みって思われるんですけど、この空積みの場合、建築基準法施行令では規定ではですね、高さ2メートルを超える石積みはできないことになってるわけですよ。それをこの場合グラウンド下には民家がありですね、当然崖条例の対象となるので、不安材料を払拭するためにはね昭和60年に県による補強工事石積みコンクリート枠設置がなされた施行から40年が経過したわけですけど、このコンクリート枠ってのは震度6に耐えられるのか果たして。石垣が崩れないのか、補強工事をまた施工基準が現在の基準に合っているのか。

○議長（堤 豊君） 芹澤議員に申し上げます。時間が迫っております。まとめてください。

○5番（芹澤 孝君） 早急工事を対象すべきだがどのように考えているのか。以上です。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 昨日ですね、松田議員の一般質問でも答弁をさせていただいたところなんですがのり枠工事の耐用年数約50年と言われております。現状、目視した限りではですね緊急を要するような変状は見られておりません。またのり枠工ですが、ここはアンカーつきのり枠工ということで図面の中にグランドアンカーが入っているということでございます。現地で確認したところ、143本のアンカーが施工されていると思われまして。現状ではアンカー頭部ですねコンクリートのキャップといいますか、そこの頭部の部分についても損傷などの変状は見られておりませんので、安定しているものというふうに考えられており、考えますので今のところを調査をするということは考えておりません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） はい。以上で終わります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時 8分

---

#### ◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第1号、令和5年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

朗読は省略して報告を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 報告第1号は令和5年度西伊豆町一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは、報告第1号について説明させていただきます。

1枚お開きください。

令和5年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算計算書でございます。こちらにつきましては、3月定例議会において承認されました6事業の財源内訳を示すもので1番下、繰越し翌年度繰越額の合計が8,513万1,000円となります。

財源内訳ですが、既収入特定財源4,401万1,000円は、6款商工費の宇久須キャンプ場合併処理施設シーケンサー取替工事とふるさと納税特産品返礼事業の2件が、このふるさと応援基金からの繰入金となっております。

未収入特定財源は、国県支出金3事業2,412万円で、うち住民基本台帳システム改修事業1,500万4,000円。価格高騰緊急支援給付事業801万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業110万円。各事業の国庫負担及び補助金となっております。また一般財源は、鷹ノ巣残土処理場改良工事1,700万円の1件でございます。

次に、記載の6事業につきまして簡単に繰越しの理由を説明させていただきます。2款3項、住民基本台帳システム改修業務、マイナンバーカードへの氏名等振り仮名及びローマ字表記等に係るシステムの改修となります。国の予算が令和5年度で5年度中に予算措置、交付申請をしないと、10分の10の補助金がなくなるため歳入・歳出・補正予算額は翌年度へ繰越し、令和6年度に事業を実施したいため繰越ししたものでございます。3款1項、価格高騰緊急支援給付事業、こちらは物価高騰の影響を受けた低所得者世帯への支援のための給付金となります。申請期限は令和6年4月30日で、4月に申請を受けた給付金等について繰越しで執行するものでございます。続きまして4款1項、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。この事業は特例臨時、新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了となります。それに伴い、6年度に本事業で支出するものにつきましては、令和5年度予算を繰越し支出したもののみ国庫負担補助金の対象となるため必要経費の繰越しを行うものでございます。対象となる経費は、新型コロナウイルスワクチン6回目及び7回目接種履歴を追加・登録するシステム改修が令和6年6月実施予定であることからそれに伴う委託料、不要となるワクチンや注射器等の医療廃棄物手数料、令和5年度中に医療機関が請求できなかった予防接種委託料及び町外でのワクチン接種に係る国保連合会への事務手数料となっております。5款2項、鷹ノ巣残土処理場改良工事、こちらは県工事で発生する残土の搬入が遅延したことによりまして、上部の土砂の転置、全体の成形が遅れ、工期延長が必要となったため繰越しを行ったものでございます。6款1項、宇久須キャンプ場合

併処理施設シーケンサー取替工事、宇久須キャンプ場にある合併処理施設のシーケンサーを交換する工事ですが、見積りの取得に現地調査や既存図面の調査などがあり、不測の日数を要したことと取替部品の納品が発注から4か月以上かかることが想定されているため、繰り越すものでございます。最後に6款1項、ふるさと納税特産品返礼事業です。ふるさと納税事業は、給付を頂き、いや、寄附を頂き返礼品を送付しておりますが令和5年度中の寄附に対する返礼品の送付が令和6年度以降になることがあります。理由としまして、年末に多くの寄附を頂いたことによる返礼品発送時期が次年度になること。電子感謝券など、寄附後利用までに一定の期間の期限がある場合です。頂いた寄附は令和5年度で収入処理を行い、その寄附を財源として支出していることから繰越明許費に計上するものでございます。

以上報告を終わらせていただきます。

○議長（堤 豊君） 報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 報告質疑いいですか。この前全協で報告のありましたね、今本庁前でつくってる津波避難施設、これの影響調査ですね。これについては処理の仕方によってはこれ繰越明許の必要があると思うんですけども、それはどういう処理をされるつもりでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちら家屋の評価、家屋の調査業務の関係ですね。そちらにつきましては、実際に今現在国県の補助金関係がございまして、国県の補助金につきましては令和5年度で一応整備をしているということで、県の補助金につきましては、実際に執行が、歳出がなかったということでどちらも補助金のほうがもらわないような形で処理をさせていただいて、県の、国のほうにつきましては今検討しているところでございます。なので歳出のほうは契約がある程度見込めましたので、一応令和5年度で整理がつくと考えております。

○議長（堤 豊君） いかがですか。

はい、6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 説明がよくわかんなかったんですけど、要は住宅等への影響調査をする会社が調査をしてなかったということによって、お金が使われてなかったわけですね。実際には、もう即調査に入ったらどうだという話でその取扱いによっては、繰越し明許をす

るという選択肢もあるわけですね。その辺はどうなってますかっていう質問です。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応令和5年度の業務につきましては、一応契約の方、解除ということで令和5年度の支出はなくなりました。それだもんで実際に6年度に、その業務につきましては、補償の部分で会社さんがやったということで、そちらのほうは無償でそのような業務を行ったというところで、またこちらの詳細につきましては、後ほど報告はしたいと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 一番上の、戸籍住民基本台帳費で今総務課長、マイナンバーとおっしゃったんですけどこれはどういうことなんですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。今ですね、マイナンバーカード自体に振り仮名が振られておりません。国のほうでこれからマイナンバーカードに振り仮名を振る、あとはローマ字表記をするということをやっていくということです。今回、2,500万程度の繰越しがあるんですが、それだけではなくマイナンバーカードよりほかにも、戸籍の附票を振り仮名をつける、あとはコンビニ交付の住民票・印鑑証明にも振り仮名をつける、もう一つ、戸籍ですね、戸籍にも地名に振り仮名を入れるという、国のほうでそのような形で行うということで今回4本の柱があります。以上です。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 我が町は静岡県でナンバーワンのカードの発行率なんですけども、これでの金額でやる、振り仮名を入れるカードっていうのはどれくらいの枚数なんですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） 今現在カードを持っている方については、ローマ字表記については摘要欄に入れることができるんですけども、今現在持っているカードでは、振り仮名は今触れない状態です。10年更新でカードが変わってくるんですけども、皆さん次の10年後のカードが変わるときには振り仮名が振られてくるという形になっておりますので、まだ改修工事ができておりませんので、新たにつくる方もまだ振り仮名を振られる状態ではなくて、これが、改修が終わりましてそれからカードを作る方については、振り仮名が振られてきます。なので今の時点では、まだ振り仮名は振られてきませんので、これからの方ほと

んどの方が振り仮名を振られてくるということなので、今 93.8%ぐらいの交付率になっておりますけれども、今現在では振られない、まだ振られない状態です。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ちょっと説明がちょっとよくわかんなかったんですけど、今このシステム改修をして、振り仮名の改修をして新しくする方には、発行する方には振り仮名がかかって返ってくるっていうんですけども、それ前にやった方は振り仮名はローマ字表記だけだと思うんですけど、前に作った方はどうなるんですか、振り仮名。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） 先ほども申しましたように、今現在持っている方は希望があれば、摘要欄にローマ字だけは表記はできますけれども、実際は新たにつくった方から振り仮名が振られるという形になっております。すいません。今一つ訂正をさせていただきたいんですけども、私先ほどコンビニ交付のときに、住民票は、いや印鑑証明、うちは住民票と印鑑証明をコンビニで交付できるような形になっておるんですけども、私今、住民票やコンビニ、コンビニ交付での住民票や印鑑証明と言いましたけれども、申し訳ありません。今回振り仮名が振られるのは、住民票だけであって印鑑証明のほうはまだ振られないような状態です。失礼しました。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ちょっとですね今の説明の中でちょっと疑問点があるんですけど。よく言われることでですね、同姓同名であったり保険証と紐付けされたときに、全然別人の方だったのがですねっていうふうなトラブル、これってうちの場合にはですね、トラブルの事象っていうのはですね出てきてるものなんでしょうか、その辺どうなんですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） 今の段階では、うちの町ではそのようなことはあったという報告は頂いておりません。

○議長（堤 豊君） そのほか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 先ほどの答弁のですね確認なんですけども、更新が10年っておっしゃったんですけども、先日回覧で回ってきたときには、5回目の誕生日で更新っていうふうなことがあったかと思っておりますけども、その辺はいかがですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） すいません。更新が5年でカードの変更が10年です。ただ、子供は顔が変わったりしていきますので、もっと短い5年とかなんですけれども、一般の方については、カードが変わるのが10年で、更新は5年です。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すみません、更新とカードの変更ってどういうふうの違いがあるんですか。

○議長（堤 豊君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） マイナンバーはですね、5年ごとに内容の確認とかそういったものがあるので更新を必ずします。ただ先ほど窓税の課長がおっしゃったようにやはり顔も変わっていくんですね、子供は早くに成長がありますので5年と。大人のほうはですね、比較的顔があまり変わっていきません。なので10年。ですので一旦中身の確認も含めた更新というのが5年置きに行われますが、その間10年ごとに写真も撮り直します。そのタイミングでカードは新しくなります。ですので、今回の更新に合わせて、更新というのはシステム更新に合わせてそのカードをつくり変える、新しくなるときに表記が変わるというふうに解釈していただければいいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これはね、繰越明許の報告なんで繰越し明許に関連する質疑、これにとどめてください。

○議長（堤 豊君） 今、6番、高橋敬治さんがありましたから、繰越明許のあくまでも関係ですから、本日は間違いないようにお願いします。

いかがでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 3、議案第 33 号、財産取得についてを議題とします。

本案は地方自治法第 117 条の規定により山田厚司君、高橋敬治君の退場を求めます。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 33 号は財産の取得についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 議案第 33 号は、町が土地を買収して残土処理場を整備するにあたり、地方自治法の規定により財産を取得することの議決を求めるものです。

別紙一覧のとおり、西伊豆町宇久須の民有地 31 筆、8,401.12 平方メートルを 14 名の方から、3,024 万 4,032 円で買収させていただきます。

予算につきましては、既に一般会計第 2 号補正で計上させていただいております。こちらは土地所有者の方皆さんご快諾を頂きまして、土地の売買仮契約書のほうを既に締結してございます。仮契約書内で、町議会の議決に付し可決を得たときに、この契約内容をもって本契約すると定めております。したがって本日議決されたものが本契約となるということです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） この中に、土地一覧表の中にですね、田んぼ・田畑あるわけですが、地目台帳があるわけですがこの辺は農業委員会にかけて変えると、青地を白地に変えると、こういうことは大丈夫。農業委員会の議会にかけてあるわけですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） その農業委員、ごめんなさい、青地の関係は過日、全員協議会でも説明をさせていただきましたけども、最終的に公共事業として残土処理場を整備するということで、農地法・農振法の部分ですね、については地方自治体は適用外ということなので、特別、農業委員会の許可が必要という案件ではございません。ただ青地に一部かかって

いる部分についてはですね今後、今行っております青地の見直しの部分で白地に変えていくという作業が生じてまいります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これから変えていく、青地にかかっている部分ここにあるわけですか、この中に。1点言っときますけどね、産業課長、窪田課長いつも言うけど全協で説明したから良いつていうんじゃないで本会議で必ずそれは通さなきゃいけないんで、全協で説明したからあれじゃなくて、本会議にも説明しなきゃ本来はいけないんですよ。何か全協でやったから、全協でやったからいいやというあれをよく聞きますけどね。それやめてくださいよ、議会の軽視ですよ。

○議長（堤 豊君） 建設課長、いいですか。

建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 当初、こちらの残土処理場については、田畑を埋め、民有地を埋立てをして畑でお返しするというような借地の案で一度提示をさせていただきその場合の手続についてですね、賀茂農林事務所と協議をしております。しかしながら一時転用という扱いですと埋立て後の農地の利用状況を、誰が借りてどういう作物を作付けするかとか、そういったものが確定していないと認められないというようなお話がございました。したがって、地元の説明会や町と所有者の意見等を踏まえた上で、最終的には用地買収をさせていただいて公共事業でやるという判断をさせていただいたところです。公共事業でやる場合ですね、まず農地転用の手続き、農地法のほうですけども、そちらは土地収用事業に該当する場合は申請不要ということになります。それから農振法の青地除外への手続についてもですね公共事業でやる場合は申請しなくていいよと、そこは最終的に賀茂農林との協議で、そのようになりましたので手続をしないという形になります。ただ、農業委員会につきましてはですね、その辺の経緯を一度説明をして、ここを満たす例をさせていただきたいということで、説明のほうはさせていただきました。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 平米3,600円の価格の設定の根拠っていうか、どうしてこの価格になったのかと、あと周辺の最近の農地の取引の金額で大体どのぐらいの幅の中で収まっているかが分かったら教えてください。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 農業委員会に農地転用のときに売買の価格というのが報告あります。その中で、地区によって単価にばらつきあるもんですから宇久須地区の、過去4年度から2・3・4ですかね2・3・4の実績の額を調査をいたしました。農地価格ってのはすごくばらつきがあってですね。どうしても、例えば自分の自宅の横に畑があってそれが欲しいという人、明らかに宅地にする目的で買う場合は、じゃあその一筆100万で買いますとかっていう例もあるし、そうでない本当の農地として使いたい場合についてはですね、すごい何十万というような価格設定の取引もあると、したがって極端に安いとか極端に高い部分を除外して、その中で平均の単価っていうのを算出をしております。それが3,600円だったということでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第33号、財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

山田厚司君、高橋敬治君の入場を許します。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） それでは次に入ります。

日程第4、議案第34号、地域おこし協力隊の居住に係る損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第34号は地域おこし協力隊の居住に係る損害賠償の額の決定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 議案第34号は、地域おこし協力隊の居住に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、1の賠償の理由ですが令和5年10月5日の夜、町が賃借し地域おこし協力隊員が居住するアパートで、居住していた地域おこし協力隊員が死亡しました。死因は自殺と判断されましたが、後にアパートの所有者から自殺が原因で発生する損害についての賠償請求があったことから、想定される逸失利益について賠償するものであります。2の賠償の金額ですが、令和5年12月分から令和8年1月分までの期間における逸失利益について算出し、町の顧問弁護士等と協議の上、賠償することに決定したもので、金額は67万4,968円となります。3の賠償の相手方は議案に記載されているとおりであります。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これ契約するときにはですね、逸失利益についての賠償をするというこ

ういう一文が契約書にも入っていたと考えてよろしいですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。契約書の中にですね、自殺という明らかな明記はありませんけれども善管注意義務というものがございまして、そちらには自殺ということも対象になるということがございます。ですので管理義務でですね、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負うというものに自殺が含まれるということの解釈になるということになりますので、それを怠るといかなんて言ったらいいんだらう、履行できなかったということで今回賠償の対象になるということになります。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありますか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） はい。損害賠償の原因になったことについて、またこのようなことが起きないように町が何らかの対処するべき事案であったと考えますか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 地域おこし協力隊と町との関係については、毎月 1 回定例会を開催し、地域おこし協力隊がですね今行っている事業の悩みであるとか困り事の相談を受けて対処しておりました。なおかつ、個別に案件がある場合はですね、個人面談をしながらそのような対応をとっております。今回の自殺がその隊員の活動によるものかどうかということはこちらでは把握しておりませんが、今後も引き続きですね、そのような対応をしていながらですね、隊員の管理について行っていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） えっとですね、これ全協のときにも説明されたんですけども賠償の金額の中にですね、ご遺族の方からも負担、若干の負担をされているわけなんですけどこの負担割合についてはどういうふうな形で決められたんでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） この件についてはですね、特にご負担を頂くとか何割を頂くとかそういった取決めがあるわけではございません。ただ、顧問弁護士と相談したときにはですね、いろいろな事情からご遺族の方と協議が必要だろうというようなお話を頂きました。そこで町のほうでご遺族の方といろいろお話をした中でですね、これぐらいの負担割合でどうでしょうかというお話を頂きましたので、後ほどまた補正予算のときに説明にな

るかと思うんですけれども、ご遺族の方がお支払いできる額として負担を頂くというような形で話をつけたところでございます。その金額については顧問弁護士とも相談しまして、それでいいでしょうという了解を頂いております。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） これより討論を行います。

先に原案の反対者を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 34 号、地域おこし協力隊の居住に係る損害賠償の額の決定については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 5、議案第 35 号、西伊豆町財政調整基金条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 35 号は、西伊豆町財政調整基金条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） それでは、議案第 35 号西伊豆町財政調整基金条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 6 年度より西伊豆町公金管理及び運用に関する取扱要領に基づき、基金の一括運用を行っておりますが、全ての基金条例において利子等の収入の処分方法がまちまちだったため、これを統一するために前基金条例の一部を改正するものでございます。内容は、各基金条例で定めている利益の処分について見出しを「(運用益金の処理)」に統一し、改正後の本文を「基金の運用から生ずる収益の処理は、西伊豆町公金の管理及び運用に関する取扱要領に定めるところによる。」に改正するものでございます。

それでは、お手元の議案第 35 号の 1 ページをご覧ください。西伊豆町財政調整基金条例等の一部を改正する条例でございます。こちらは本文の改正文となっております。内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。下線部が今回、改正する箇所となっております。6 ページの財政調整基金条例から、10 ページの消防基金条例までの 20 条例について、現行の処分方法について改正案にあるとおり、「基金の運用から生ずる収益の処理は、西伊豆町公金の管理及び運用に関する取扱要領に定めるところによる。」に改め、そのうち見出しが統一されておられません減債基金・公共施設等総合管理基金・稲葉金秋奨学金貸付基金・地域福祉基金、国民健康保険事業基金・工業振興基金・交通安全対策推進基金、以上の 7 条例については見出しを運用益金の処理に改め、今回これらの部分を一括修正することで、全ての条例における運用益金の処理を統一するものでございます。

5 ページにお戻りください。中段下の附則をご覧ください。この条例は、公布の日から施行するでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 現行では条例の中にこの基金に編入するものとするなどのように明記

されているんですけれども、改正案では取扱要領に定めるところによると行政側に委任する内容となっております。で、取扱要領を定めている内容をあえて、条例中に明記しないでこういう委任規定にしている理由は何でしょうか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） こちらは個々に定めるよりも、取扱要領でまとめてしたほうが合理的であるということでございます。この取扱要領につきましては以前勉強会で、私のほうで説明させていただいてると思います。以上です。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） そんなに珍しい件ではないからそんなに突っ込むところではないかと思うんですけれども、取扱要領にしたほうが一括でできるということではあるんですけれども、その先の中身というのが議会ではもう基本的には手が出せない内容になってしまうのでできれば条例の中に載せてもらっていたほうがいいのかなどはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） そちらにつきましても考え方の違いというか、その点がありましたので、昨年度勉強会を開いて、この辺の内容についてご確認頂いたということであります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） えっとですね、これがですね非常に分かりづらい。会計管理者、もう少しねスマートに書いていただきたいんですけども、例えば1ページですね、1ページの第1条の下に第5条を次のように改める。で、第5条「基金の運用から生ずる収益の処理は、西伊豆町公金の管理及び運用に関する取扱要綱に定めるところによる」と、これが全体の大きな変わったところ、こういうふうと考えてよろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） はい、そうです。これが一括改正ということで各条例の同様の部分を明記しておりますので、そこでこの場合は第5条でありますし、減債基金だと第2条と違ってなってるんですけれども、書かれてる内容については全く同じということになりますのでこちらで一括で改正をお願いしたいということでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今先ほど、松田議員がちょっと指摘されたんだけど今までは条例で運用益は年度末に予算計上されて、要するに計上されてるから議会としてもチェックできてるね、わけだよ。それで今度は何だ、公金取扱要領によるとそこがなくなるんだよね。予算計上されるわけ。そこんところはどういうふうに予算計上してくるのか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 既に当初予算、この6年度の当初予算見ていただければ分かると思いますが、小さい基金のものについては、今回利息は多分ゼロで入れてありません。ある程度大きなものに3本か4本まとめて入ってるというふうに思いますし、芹澤議員は確か第1なので国保とか介護のところで私説明したかというふうに思いますけども、昨年と比べて大きな収益の部分が多分あてこまれているんじゃないかなというふうに思います。それは持っている基金の案分率によってこの金額はじいてますよっていう、私計算方法などについても、今回の予算委員会の際に説明をしているはずなので、それは当然ご理解をされていることかというふうに思いますし、当然予算の際に、改めて大体このぐらい入るということは載せますし、決算の際には確実に入った金額ということは載ってきますので、議員の目に触れないということはありません。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それとね、この取扱要綱の中にどこだっけ、運用益のね最終的決定は管理者1人に任せるようなことが書いてあるよね、要綱では確か。最終決定いろいろ委員会あるけど、委員会のアドバイスを聞くけど最終決定は管理者1人が決定するようなこと書いてあるんだけど、これって管理者に対して負担であるし何か間違いを起こすっていうこともあるんじゃないかな。どうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それが負担であるということになると銀行に預ける定期をする、これも負担です。1,000万以上は当然、引っかかってこないわけですから、もし銀行さんが倒産すると募集される可能性もあるわけですよ。ですのでそれを言い始めるときりはありません。ただ基本的にはいろんな方の合意をもってこれをやっておりますので、別に会計管理者1人に責任や負担が行ってるということではないというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 35 号、西伊豆町財政調整基金等の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。失礼しました。ごめんなさい。

もう一度、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 5 5 分

再開 午後 4 時 2 分

---

### ◎議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第 6、議案第 36 号、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 36 号は、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） それでは議案第 36 号についてご説明いたします。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、損害補償額の算定の基礎となる損害補償基礎額の改正でございます。損害補償の額や内容については、一般職の給与に関する法律で定める俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。令和 5 年 11 月に給与法の一部が改正され、俸給月額が増額したことから損害補償基礎額を改正するものでございます。

それでは、議案第 36 号の 2 ページ、新旧対照表をご覧ください。下線を引いた箇所が改正点となっております。第 5 条第 2 項第 2 号の下から 4 行目をご覧ください。現行 8,900 円を改正案では 9,100 円にしたいものでございます。こちらは消防・水防及び救護活動従事者が損害をこうむった場合の補償基礎額を定めております。

続きまして次の 3 ページをご覧ください。別記 1 - 1 が現行で別記 1 - 2 が改正案でございます。こちらは消防団員の補償基礎額を階級勤務年数別に定めております。団長及び副団長につきましては、勤続年数 10 年未満で 1 万 4,440 円、下段を見ていただきまして改正案では 1 万 2,500 円になっております。10 年以上 20 年未満につきましては、1 万 3,320 円を 1 万 3,350 円に改正したいものでございます。続きまして、本部長・分団長・副部長及び副分団長につきましては、10 年未満で 1 万 670 円を 1 万 800 円に。10 年以上 20 年未満で 1 万 1,550 円を 1 万 1,650 円に。20 年以上で 1 万 2,440 円を 1 万 2,500 円に改正したいものでございます。続きまして、部長・班長及び団員につきましては、10 年未満で 8,900 円を 9,100 円に。10 年以上 20 年未満で 9,790 円を 9,950 円に 20 年以上で 1 万 670 円を 1 万 800 円に改正したいものでございます。

1 ページにお戻りください。附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行し、改正後の西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用したいものでございます。

続きまして経過措置としましては、この条例の適用の日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間にかかる傷病補償年金等は、

改正後の規定を適用し同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日までの期間に係る傷病補償年金等は、従前の例によるものとしたいものでございます。

説明は以上です。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3ページでお願いします。現行がですね、団長1番分かりやすいの、10年未満、現行1万2,440円が改正案で1万2,500円っていうこれ60円、60円。次の10年以上20年未満、こんなに勤めていても30円アップ、これ町長あれですか、上のほうから決まってこういうふうにしなさいって言うておきてるんですか。あまりにも何かちょっと金額が今ね、これは保険でしょうから消費者物価とは違いますけども、あまりにも何か消防団ボランティアがちょっと低過ぎると、分団長やった私にはそう思えるんですがいかがですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちらにつきましては、先ほど議員からもご指摘あった上部法令がございまして、非常勤の消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令とこういったところで改正があったということでそれに準じて、当町の条例も改正したいと思っておりますので、すいません、それに準じた改正ということでご理解を頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 2ページのところでね、説明文の改正のほう下から3行目か。これその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くときはってあるんだけど、この日額っていうのはどういう計算をするんですかね。そして日額を計算して同じ額まで出すのか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちらはすいません。日額が9,100円ということです。そちらからこのただし書き以降においてですね、いろいろと日額によって、いろいろと検討した中で最大で4,200円を超えない範囲内で金額を定めるところの規定になっております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

あ、失礼しました。

防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すみません。先ほど4,200円って申し上げましたが最大で1万4,200円の間違いでした。すみません、訂正をお願いします。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、その者が通常得ている収入の日額、これってのはどういう計算するんですかってことなただけど。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちらの第2号につきましては、実際に消防に協力してくれた方の規定になっております。実際にここで言う収入の日額に比してということは、その方の一応仕事とかそういった状況によって、いろいろと金額が変わってくるかと思しますのでそこを加味して最大で1万4,200円まで幅を広げるといことで、こちらを記載してあるといことでご理解頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） ほかに。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやだからその数具体的な数字ってのは出てこないわけ。だからこの人はこういう仕事してるから日額幾らですよって計算するとかね。給料を頭割りして、月割り、日額出すとかね。そういう計算の仕方はないわけ。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 実際に協力者につきましては、いろんな仕事の方または給与形態の方いらっしゃるかと思しますので、その人の状況によってそのときに判断するといことでこういった規制になっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ということは、例えば3ページの表にね協力者っていう欄がないんですけど、これを例えば書くとすれば、9,100円から1万4,000円、9,100円から1万4,200円の範囲内というふうに書くんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。そちらの記載につきましては今、第2号の条文のと

ころで消防作業従事者または救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者ということで、こちらにその協力者というところの記載がされております。その人を対象に金額が定められているということをお願いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いやそしたらね、3ページに協力者っていうところはないんですけどこの説明をしてほしいってことですよ。だから3ページに協力者を書くとしたらどういふふうに書くんですかっていう。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） その協力者につきましては、この条文の中で定められているということで、第1号につきましては消防団員の規定になっておりますので、そちらにつきましては別表で定めておまして、こちらの第2号につきましては、先ほど言った従事者また協力者に対する規定になりますので、そこにつきましては基準額が9,100円。それから災害として1万4,200円。その間で実際にその被害を被った方の金額を決めていくということになるかと思えます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ちょっと分かりにくいんですけども、2ページの協力者ってのは具体的に金額ってのはどっからどこまでなんですか。消防作業従事者ってのはここにあるように団長だとか団員だとかこういう方ですよ。その横に救急業務協力者なんて書いてありますよね。協力者ってのは具体的にはどういうふうに変ったんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） よろしいですか、あの実際に協力者とはどういう方を示すかってことでよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それから読み解くと協力者ってのはさっき言ったように、最低9,100円だけでもその人の勤務だとか何とか得ている収入によって、最大1万4,200円まで出るんですかっていう質問をしたんですよ。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 36 号、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 7、議案第 37 号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 37 号は、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する、一部を変更する規約についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案第 37 号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。今回の変更は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和6年12月2日に施行されることにより、12月2日から現在の後期高齢者医療保険の被保険者証が発行できなくなるため、別表第1に記載されている町が行う事務にある被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に変更するものです。

2 ページをご覧ください。新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正案になります。詳細は3ページに記載されておりますので3ページをご覧ください。上段が現行、下段が改正案になります。現行の2と3にあります、被保険者証及び資格証明書を改正案の2と3にありますように資格確認書等に改正したいものです。

1 ページへお戻りください。附則としてこの規約は令和6年12月2日から施行します。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 1 ページ目、資格確認書等というのは具体的にはどのようなものでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 国へ確認しましたところ、現時点では資格情報のお知らせや特定疾病療養受領書・被保険者証減額書・限度証の引渡しを想定しているということです。また今後法改正があった際にも柔軟に対応できるよう「等」という表現をしているとのことでした。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 37 号、静岡県後期高齢者医療広域連合区規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定で決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（堤 豊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆様ご苦労さまでした。

散会 午後 4時22分